

第二十二回国会
衆議院

商工委員會會議錄第四十六号

昭和三十年七月二十一日(木曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君
理事 青藤 新八君 理事長 谷川四郎君
理事 山手 満男君 理事 内田 常雄君
理事 前田 正男君 理事 永井勝次郎君
理事 中崎 敏君

出席委員

小笠 公昭君 菅野和太郎君
齋藤 徳三君 榎本 一雄君
椎名悦三郎君 鈴木周次郎君
野田 武夫君 淵上房太郎君
森山 欽司君 山本 勝市君
鹿野 彦吉君 神田 博君
小平 久雄君 堀川 恭平君
南 好雄君 村上 勇君
片島 港君 櫻井 奎夫君
多賀谷慎君 田中 武夫君
八木 昇君 伊藤卯四郎君
菊地養之輔君 佐々木良作君
田中 利勝君 松平 忠久君

出席國務大臣

通商産業大臣 石橋 湛山君

出席府委員

總理府事務官 松尾 金藏君
(経済企画庁 調整部長)

通商産業事務官

(大臣官房長) 岩武 照彦君

通商産業事務官

(官(鉱山局長)) 川上 爲治君

通商産業事務官

(官(石炭局長)) 齋藤 正年君

労働事務官(職業安定局長)

高瀬 傳君
江下 孝君

委員外の出席者

専門員 越田 清七君
専門員 谷崎 明君
専門員 菅田清治郎君

七月二十一日

委員帆足計君辞任につき、その補欠として八木昇君が議長の指名で委員に選任された。

七月二十一日

株式会社科学研究所法案(小平久雄君外三名提出、衆法第六二号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会における参考人招致に関する件

株式会社科学研究所法案(小平久雄君外三名提出、衆法第六二号)

石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣提出第一一三三号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

日本本委員会に付託せられました株式会社科学研究所法案を議題とし、審議に入ります。まず提案者より趣旨の説明を求めます。小平久雄君。

株式会社科学研究所法案

(研究所の目的)

第一条 株式会社科学研究所は、わが国産業の振興および発展に寄与するため、科学技術の向上に必要な事業を営むことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第二条 株式会社科学研究所(以下「研究所」という)の株式は、額面株式とする。

2 研究所の株式は、記名株式とする。

3 研究所は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十四条の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、次の各号に掲げる者が議決権の三分の一以上を占めることとならないようにするため、株式の譲渡を制限することができる。

一 日本の国籍を有しない人
二 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
三 外国の法令に基いて設立された法人その他の団体
四 法人であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの方がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

4 前項の規定により株式の譲渡を制限する定をしたときは、その定を登記しなければならない。

(政府の出資)

第三条 政府は、予算の範囲内において、研究所に対して出資することが出来る。

(商号の使用制限)

第四条 研究所以外の者は、その商号中に株式会社科学研究所という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第五条 研究所の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(代表取締役等の選定等の決議)

第六条 研究所の代表取締役の選定及び解任並びに監査役の選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(代表取締役の兼職制限)

第七条 研究所の代表取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範囲)

第八条 研究所は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 科学技術に関する試験研究
二 前号の事業に係る成果の普及
三 前二号に掲げるもののほか、研究所の目的を達成するために必要な事業

2 研究所は、前項第三号に掲げる事業を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画等)

第九条 研究所は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可にあつては、研究所における研究の自主性を不当に拘束しないように考慮して、これをするものとする。

(重要な財産の譲渡等)

第十条 研究所は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債の募集及び資金の借入)

第十一条 研究所は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)

第十二条 研究所は、商法第二百九十七条の規定による制限をこえて、社債を募集することができ、ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により研究所に現存する純財産額のいずれか少い額の二倍をこえてはならない。

(一般担保)

第十三条 研究所の社債権者は、研究所の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(補助金の交付)

第十四条 政府は、研究所に対し、予算の範囲内において、第八条第一項第一号の事業を行うために必要な費用の一部を補助金として交付することができる。

(定款の変更等)

第十五条 研究所の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第十六条 研究所は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十七条 研究所は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(協議)

第十八条 通商産業大臣は、第九条から第十一条まで又は第十五条(研究所の定款の変更の決議に係るもの)については、研究所が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十九条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所からその業務

若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、研究所の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)
第二十条 研究所の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいろを受取り、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これは、三年以下の懲役に処する。これは、三年以下の懲役に処する。これは、三年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十一条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十二條 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした研究所の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

二 第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

三 第十一条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

四 第十六条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは營業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第十七条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十四条 第八条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした研究所の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第二十五条 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して、

(研究所の設立)
2 通商産業大臣は、設立委員を命じ、研究所の設立に關して發起人の職務を行わせる。

3 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 昭和二十七年八月四日設立された株式会社科学研究所(以下「旧研究所」という。)は、研究所の設立委員の任命後二月以内に商法第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、研究所に対してその營業の全部を出資することができる。

6 旧研究所が前項の出資をする場合においては、旧研究所の株主は、その所有する株式の数に比例して、研究所の株式引受人となる。

7 前項の規定により引き受けることとなる研究所の株式に一株に満たないものがある者の所有する旧研究所の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項に規定する処分をすることができ

8 旧研究所は、附則第五項の決議があつた後は、その財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

9 附則第五項の規定により旧研究所が出資する營業の価格は、臨時に通商産業省に置く評価審査会が決定する。

10 前項の評価審査会は、委員七人をもつて組織する。

11 旧研究所は、附則第五項の出資をする場合においては、研究所の成立の時に於いて、解散するものとし、その権利及び義務は、研究所に承継されるものとする。この場合においては、商法第七十七

条第三項の規定は、適用しない。
12 前項の場合において、旧研究所の株式を目的とする質権は、附則第六項の規定により旧研究所の株主が受けるべき株式又は附則第七項の処分により旧研究所の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

13 商法第二百九条第四項の規定は、前項の質権に準用する。

14 株式申込証には、附則第三項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

15 附則第六項の規定により旧研究所の株主が研究所の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、研究所の設立は、募集設立に関する商法の規定によるものとする。

16 商法第六十七條及び第六十八條の規定は、研究所の設立については適用しない。

17 附則第二項から前項までに規定するもののほか、第九項の評価審査会、研究所の設立及び旧研究所の解散に關して必要な事項は、政令で定める。

(商号についての経過規定)
18 第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に株式会社科学研究所という文字を使用している者については、研究所の成立後六月間は、適用しない。

(事業計画等についての経過規定)
19 研究所の成立の日の属する營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第九条中「每營業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

20 (租税特別措置法の改正)
租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十條の五の次に次の一條を加える。

第十條の六 株式会社科学研究所が、左の各号に掲げる事項について、登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。ただし、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府の出資及び株式会社科学研究所法附則第五項の出資に係る部分に限る。

一 会社の設立

二 会社の資本増加

21 (工業技術院設置法の改正)

工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三條第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 株式会社科学研究所に關する事務を処理すること。

五 株式会社科学研究所に関する事項

○小平(久)委員 たいだいま議題となりました株式会社科学研究所法案について御説明いたします。

○小平(久)委員 たいだいま議題となりました株式会社科学研究所法案について御説明いたします。

基礎を強化するためには、研究活動の一その推進が必要であります。思うに最近の研究は、研究分野が著しく専門化していく傾向が強く、今後の研究の方向は、これら分化発達した各分野の研究の総合化を必要としている段階にあるのであります。換言しますならば、現代科学技術の振興は、電気、化学、機械材料等、各研究分野の知識を総合集約するのみならず、基礎研究から応用研究、工業化試験までを一貫して行う強力な総合研究に待つところきわめて大きいのであります。

現在わが国におきまして、かかる総合研究を行う研究機関としては、株式会社科学研究所がありますが、同研究所は、わが国唯一の総合研究所として歴史的伝統と優秀な研究員を擁し、財団法人理化学研究所として創立して以来三十年、わが国科学技術の発展に幾多の貢献をしてきたのであります。昭和二十二年財団法人より株式会社に改組され、民間法人たる株式会社科学研究所として再発足したのであります。しかるに同研究所は発足後なお日浅く、産業界よりの数度にわたる資金援助にもかかわらず、資金の基礎が脆弱なため、極度の財政的不振に陥り、現状のまま推移すれば、総合研究所としての機能はますます弱体化し、国家的にも重要な研究の続行が不能となり、遂には閉鎖の悲運に陥る懸念なしとしない状況にあります。元來基礎研究を含む総合研究機関は、最初からコマーシャル・ベースにおいて経営することはきわめて困難で、国家からの援助が是非とも必要なのであります。これは、旧理化学研究所の改組に当り、衆参両院が、財団法人理化学研究所に關する措置に關する法律(昭和二十二年法律第一三三号)の附帯決議として、同研究所に対し財政並びにその他の援助をなすべきことを決議している事情に照らしても明らかなことである。

本法は、右の趣旨により科学技術に關する総合研究を急速、かつ計画的に行う実施主体として、広く産業界の資金の参加を得て、半官半民の特殊会社として株式会社科学研究所を設立し、所要の助成措置を講ずるとともに、他方では研究所に対し、必要な監督を行おうとするものであります。すなわち、私どもがあえて本研究所の設立を企図いたしましたゆえんのは、第一に試験研究の総合的実施を推進する主体として、国の意見を反映することのできる機構が必要であり、そのためには、本研究所のごとく国の強力な支持とまた研究所の自主性を不当に拘束しない程度の監督とを期待し得る研究所の設立が望まれたこと、第二に、わが国の産業界がかかる試験研究に投下し得る資金にはおのずから限度があり、またリスクに富む研究の特殊性からして、科学技術の総合研究を純然たる私企業の運営のみにゆだねることとは、資金取得と危険負担の両面において少からぬ困難が予想されたこと、第三に、科学技術の総合試験研究が産業界に与える直接間接の利益を考慮すれば、研究に要する資金の一部をこれらの企業の協力にまつことがむしろ適当であり、またこれにより従来よりも民間資金の活用が可能であることにあつたのでありまして、私どもといたしましては、このような強力な機構の確立により、科学技術の今後における

飛躍的な進展を期待している次第であります。

次に本法の概要を御説明申し上げます。第一には、研究所設立の目的は、前述のように、わが国産業界の振興及び発展に寄与する科学技術の向上に必要な事業、特に総合的な試験研究の推進に存するものであり、従つて、研究所の行なう事業の範囲は、これら試験研究及び研究成果の普及を主たる事業として行なうのほか、附帯事業としては、研究所の目的達成に必要な事業で通商産業大臣の認可を受けたものに限定いたしました。

第二には、研究所は、国の科学技術行政施策に協力して、試験研究業務を推進する機関とする趣旨から、研究所は、本法に基づく特殊会社たることを明らかにし、かつ政府は予算の範囲内において、研究所に出資を行うことができることとした。

第三には、研究所の性格にかんがみ、各種の助成措置を講ずることとし、研究所に対しては、その設立及び資本の増加に際し、登録税を免除するとともに、国は研究所の試験研究業務に必要な経費の一部を補助金として交付することができるとし、さらに社債発行限度の特例を規定することにより、資金の確保に遺憾なきを期しました。

第四には、以上と表裏して、研究所の代表取締役及び監査役の選定等の決議、合併及び解散の決議、事業計画等の設定及び変更、定款の変更、社債の発行、利益金の処分、重要財産の譲渡等については、通商産業大臣の認可を受けることとし、右のうち所要事項については、大蔵大臣と協議すべきこととしたのであります。

第五には、研究所設立の経過規定につきましては、昭和二十七年八月四日設立された株式会社科学研究所は、株主総会の特別決議を得て、研究所に対してその営業の全部を出資することができるとし、かつ、その出資する営業の価格の評価については、臨時に通商産業省に設ける評価審査会において評価するものとするほか、設立委員の任命等研究所設立に必要な諸規定を設けることとした。

以上本法の提出理由並びにその内容に關する概要を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切にお願いする次第であります。

○田中委員長 本案に対する質疑はあと回しにいたします。

○田中委員長 前会に引き続き石炭産業合理化臨時措置法案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○田中委員長 速記開始。多賀谷貞徳君。

○多賀谷委員 この前の質疑に続きまして大臣に承わりたいと存じます。今度の買上げはむしろ大手筋の独占を促し、さらに金融機関の債権の確保であるといわれておるわけでありまして、すなわち今度予定されておるといわれております金額が、トン当り二千三百五十円ともいわれるいは二千三百円ともいわれ、二千五百円ともいわれておるのですが、それはともかくといつたしまして、この程度で金額では現在抵当権を有しております金融機関に返せ

第五には、研究所設立の経過規定につきましては、昭和二十七年八月四日設立された株式会社科学研究所は、株主総会の特別決議を得て、研究所に対してその営業の全部を出資することができるとし、かつ、その出資する営業の価格の評価については、臨時に通商産業省に設ける評価審査会において評価するものとするほか、設立委員の任命等研究所設立に必要な諸規定を設けることとした。

以上本法の提出理由並びにその内容に關する概要を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切にお願いする次第であります。

○田中委員長 本案に対する質疑はあと回しにいたします。

○田中委員長 前会に引き続き石炭産業合理化臨時措置法案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○田中委員長 速記開始。多賀谷貞徳君。

○多賀谷委員 この前の質疑に続きまして大臣に承わりたいと存じます。今度の買上げはむしろ大手筋の独占を促し、さらに金融機関の債権の確保であるといわれておるわけでありまして、すなわち今度予定されておるといわれております金額が、トン当り二千三百五十円ともいわれるいは二千三百円ともいわれ、二千五百円ともいわれておるのですが、それはともかくといつたしまして、この程度で金額では現在抵当権を有しております金融機関に返せ

第五には、研究所設立の経過規定につきましては、昭和二十七年八月四日設立された株式会社科学研究所は、株主総会の特別決議を得て、研究所に対してその営業の全部を出資することができるとし、かつ、その出資する営業の価格の評価については、臨時に通商産業省に設ける評価審査会において評価するものとするほか、設立委員の任命等研究所設立に必要な諸規定を設けることとした。

ば残りはほとんどない、こういうような状態になっておると思うのですが、大臣はどういうように御判断になっておるかお聞かせ願いたい。

○齋藤(正)政府委員 これは前回にもこの委員会でお答えしたと思うのでございすが、買い上げの対象というものは何へんも御説明いたしますように、炭鉱側の申し入れによりまして買い上げをいたしますので、従って買い上げ予定の炭鉱のみについてどのくらいの債務があるかということをお調べすることは理屈の上からいっても困難でございすが、また中小炭鉱につきましては正確な経理状況の調査のまじまつたものが比較的少ないものでございすので、正確なことを申し上げることは非常に困難でございす。ただわれわれの方で地方の局を通じて、暫定的に調べたものがございす。これは全国で炭鉱数として二百ばかりのものでございすので、これで全部を尽しているというふうにはもちろん申し上げられないのでございすが、その調べによりまして、大体金融機関等、あるいは個人の融資先も含めまして、大体千三百円くらいの負債になっておる状況でございす。それでそのほかに未払いその他がございすので、それを全部入れまして千九百円くらいになっております。これはもちろん別に特に能率の悪い炭鉱ということではございせん、たまたま資料を取り入れた炭鉱についての調査でございすから、買い上げ炭鉱につきましては、結果としては若干これと違ってくるかもしれませんが、これが中小炭鉱の大体の趨勢であろうと思ひます。この数字は動産その他の、要するに事業団の

買い上げ対象にならない財産は当然これから差し引いて考えてしかるべきだというふうな考えられますので、今お話のように金融機関の救済のみに終るようなことは、この数字としてはちよつと考えられないように思ひます。

○多賀谷委員 私も全般的な中小炭鉱の債務の状況は把握しておりません。しかし現実には倒れた炭鉱につきましては、私は、数カ所実際倒れました。当時、各銀行関係が集まりまして作りました債務の内容を持っております。それによりまして、たとえば昨年倒れました岩屋炭鉱におきましては、債務が七億二千万円、筑紫炭鉱が三億六千万円、平田山が一億八千万円、これだけ債務を負っているわけであります。そのうち金融関係から借りております借入金、岩屋の場合において二億五千八百万円、筑紫におきまして九千八百万円、平田山が三千九百万円、こういう状態でございます。そういういたしますと、一応閉山をするような状態になります。その出炭は著しく落ちておりますから、そういうような状態でおきまして、やはりこれだけの人員がおりば十トン程度は出るだろう、こういう想定をいたしまして、どちらかといえれば政府案に近いような案を作りまして、どうしても私たちが納得ができません。すなわち十トンで千二百人を有しておいたと仮定いたします岩屋におきましては、あなたの方で大体予定されております十トン当りの支払い金によりまして、三億三千万円になります。そうすると三億三千万円のうち金融機関だけでも二億五千八百万円になる。このほかに商社その他の借入金だけで

も、合せまして四億一千万円ある。それから労働者の賃金あるいは各社会保険、公租公課、あるいはその他の資材代金というものも含めまして今申し上げた通りであります。これはどうも、金銭を払い、未払い代金を払いて、金融機関に払えば、もうそれこそ大臣の言うお手あげです。ほかのところには一銭も行かないような状態です。しかも金融機関の分にはほとんど抵当権を設定していると思ひますから、抵当権が優先をしてこれをまずとするならば、一般には全然行かない、このように考えられるのですが、どういふような御調査になっておるか、これをお聞かせ願いたい。

○齋藤(正)政府委員 今ここに岩屋炭鉱その他の資料がございせんので、岩屋炭鉱について申し上げるわけには参りませんが、お話のように従来倒産しました炭鉱につきましては、そういうケースもございす。今私が申し上げました数字は、そういう倒産した炭鉱の数字でございせん、中小炭鉱全般について資料が集まった炭鉱が平均の数字を申し上げた次第でございすので、場合によりましては、そういうふうな炭鉱の起ることもあり得ると思ひます。ただ申し上げておきますが、例の離職金でございすが、これは二千三百五十円のトシ当りの買い上げ価格の中に入っております。これは炭鉱に借金が多過ぎてコストが高くて倒れたのじやないのです。これは御存じのように、石炭の販路がなくて倒れた。ですから炭鉱はどちらかといえ、俗に借金が少な過ぎるから銀行がさらに救済をしなかつたのだらう、こう言われるくら

といふことでございすのでありまして、特に借金の多いような炭鉱につきましては、実際の生産よりも生産能力の方がかなり多い場合がある。従つて現実の生産数量で債務を割りますと、超過と申しますか相当多額になる場合もあつたが、実際の買い上げ価格は、そういう場合にはトシ当り二千三百五十円にならない。設備としては、たとえば二十トンの設備をした。ところがいろいろの隘路がありまして、一千トシしか出ないという場合に、二千三百五十円という計算は二十トンの能力に對しての計算でございすから、必ずしも実生産で割つた額で買ひ上げられるわけではないのでございす。そういうような関係もございす。そういうような関係もございす。職金等の金が出せないというふうには必ずしも考えられないのじやないかと申されます。なお事業団の買い上げにつきましては、買い上げに際しまして事業団の責任者なりあるいは地方通産局長なりそういう関係者で委員会のようなのを作りまして、債務の処理についてお互いに十分に話し合ひをし、またあつせんもいたしまして、関係者が円満に納得できるような整理の計画を立てて買い上げをするというふうに行つた上りたしたいと考えております。

○多賀谷委員 岩屋、筑紫、平田山とあげましたが、この炭鉱は借金が多過ぎてコストが高くて倒れたのじやないのです。これは御存じのように、石炭の販路がなくて倒れた。ですから炭鉱はどちらかといえ、俗に借金が少な過ぎるから銀行がさらに救済をしなかつたのだらう、こう言われるくら

い借金の方がどちらかといえれば少い炭鉱です。その少い炭鉱の例を取り上げてみましても、今申すような状態で、なるほどコーン・シャル・ベースに乗らないような炭鉱については、あるいは借金が少いかもしれませんが、その日かせぎが少いかもしれませんが、いやくも政府が石炭合理化法案の最も大きなバック・ボーンとして買い上げの対象にするというふうな炭鉱全部を含めるのですけれども、政府がねらっている炭鉱というのは、やはりコーン・シャル・ベースに今まで乗つたけれどもどうにもならない、こういうような炭鉱を大体考えて資料を出さるべきであると考えております。ところが今申しましたように、どういふところから債務状況というものを調べられたかわかりませんが、どうも実情とかなりかけ離れた資料が出されて、それで話をなさつておる。私は個々の倒れていった炭鉱の実態を見まして、これでは結局債務者の未払い賃金、それも優先的に支払うということですから、それを支払うにしても、金融機関に払えばどうい退職金にはいかないだらう。さらに鉱害賠償なんてとんでもない状態になる、こういうことを憂えるものですが、一体大臣はこういうものについてはどういうふうにお考えですか。あなた自身は調査されてないのですか、一つ大臣に御答弁願ひたい。

○石橋國務大臣 さようなことはいさうと、おろし専門の石炭局でやるのですから、私は一つ一つ炭鉱について調べておりませんが、今局長が言うように、これは個々の事情が違ふのでありまして、現地の通産局その他関係者が十

分打ち合せてやるよりほかないと思ふ
のです。今ここで大ざっぱに言いまし
ても、これは特殊の事情のあるところ
もあるし、いいところもありましよう
し、一がいには言えないと思ひますか
ら、実際の処理はそれぞれの事情に応
じてやる、かようなこと以外にない
私は考へております。

○多賀谷委員 そうすると特殊な事情
を考慮して買い上げの代金はきめられ
ますか。

○齋藤(正)政府委員 これはすでに何
回も御説明いたしてございます。よう
に、その炭鉱の鉱業権代については、
埋蔵炭量と炭質あるいは炭層状況とい
うものを考慮したもので評価して買い
上げる、それから鉱業施設につきまし
ては、資本の投下額と減損額とを基準
にいたして買うわけでございまして、
債務状態その他というふうなことは、
もちろん考慮の中へ全然入らないわけ
です。ただ具体的に買い上げをいたし
ます際には、今多賀谷委員からの債務
超過というふうな問題があります。す
ば、これはまた実際支払います際に債
務超過であるような場合には、抵当権
者が、支払い計画の了解がなかなか具
体的につかなくれば、抵当権の除去と
いうものを承しない、抵当権を除去
しなければ買収しないということにな
りますので、どうしてもこれは鉱業権
者から債権者あるいは事業団も仲介に
入りまして、債権者と話をつけなけれ
ば買収しないわけでございまして。

それから鉱害につきましては、結局
事業団が権利者になりますので、最終
的には結局事業団が負担しなければな
らぬということになります。従つて事
業団の方も、鉱害の賠償につきまして

金額に十分な了解がつかなければ、事
業団としても買い上げができないわけ
でございまして。従つてそういった債権
者と債務者同士に話し合いをつけない
ければ実際に買収できませんので、お話のよ
うな場合には、通産局長なり事業団の
責任者なりが中心となりまして、関係
者に十分話し合いをつけて処理をする
というようにいたしたい、その際には
当然退職金等につきましても考慮に入
れてあつせんをするということにいた
すつもりでございまして。

○多賀谷委員 そういたしますと、債
権者の同意がなければ買い上げない、
こういうことははっきりしておるの
ですか。法の上にとどこ規定がありま
すか。

○齋藤(正)政府委員 これは法律的に
申しますれば、抵当権というものは公
租公課にも優先する権限でございま
す。それで抵当権者の同意がない限り
抵当物件の処分ができないわけであ
ります。この本人が売ろうと思つても
売れない、事業団が買おうと思つても
買えませんので、少くとも抵当権を持
つておる債権者につきましては、その承
認を得ない限り、買い上げはできない
ということになるわけでありまして。

○多賀谷委員 ですから抵当権を持
つておるのは金融機関だけですか。結
局金融機関の承諾がなければ売ること
もできない。そうすると今度は本人
が売りたいとくなくても、金融機
関の方で、売れ、そしておれらは債権
を確保しなければならぬという、そこ
で、いやおれは売らないという、金
融機関の方がそんな金融しないと言
えば、買ひ上げないといつても、その

申請をする意思は、事実問題としては
金融機関が握つておると思う。もしも
買い上げの申請をしなれば金融をと
める、こう金融機関から言われれば、
今の炭鉱は金融をとめられればばつた
りいくことはわかつておるのですか
ら、結局その最終的意思決定は金融
機関が握つておると私は思ふのです。
今抵当権の解除の承諾がなければとい
う話ですが、抵当権を持つておるのは
金融機関ですから、私は金融機関だけ
は大がかりだけの金額はあるだろう
と思うのです。ところがそのほかの債
権者は、これは労働者の退職金を含め
て、あるいは手当を含めて、もら
えないのじやなからうかと私は考へ
る。そこでわれわれは、これは金融機
関の債権の確保だ、こう言つておるの
ですが、その点はどういうふうになつ
ておりますか。

○齋藤(正)政府委員 この点も再々お
答えした次第でございまして、要する
に労働者側もある程度納得いたしま
せんければ買い上げはいたさない、とい
うことを再々申し上げておる次第であ
ります。従つて結局いろいろ条件が
そろいませんと買い上げをいたしま
せないので、銀行の方もいたずらに抵当権
に固執しておつては、事業団に買つて
もらえない。もし事業団に買つてもら
わないで、抵当権をたてにすると債権
者が回収しようと思へば、抵当権に基
いて公売しなければならぬ。ところが
事業団に買つてももらいたくない、そこ
らば、おそろく事業団の買い上げ価格
よりもはるかに安い価格でなければ処
分できない、あるいは全然買手がつ
かないかもしれないということになり

ますれば、抵当権者の方としても、事
業団に買つてもらふについて、ある程
度労働者側なりあるいは他の債権者の
側なり、そういうふうなものにある程
度の譲歩をしなれば問題が片づかな
いのでありますから、結局関係者がみ
な互いに譲歩して納得しない限り、
買い上げができないということになり
ますので、金融機関だけの意思で買
上げがきまるといふようなことはな
いと思ひます。

○多賀谷委員 初めの方の話は、結局
あなたの方の考え方が間違つておる
と思うのです。私は、本人は売りたい
と言つていなくても金融機関が反対する
と言つていなくても、本人はそう売
りたくなくても、金融機関の方が売
れと言つたらう、というところは、売
つたその代金は、抵当権を持つてお
る金融機関が優先的に支払いを受ける
権利を持つておりますから、金融機
関だけでは、まるまるその買い上げの
金はいくらから、金融機関はとにかく
金がかかる、金融機関が反対する
などというところはどうか考えられ
ない。ところが問題はそうじゃなくて、
本人はそれほど考えなくても、また売
ろうとしなくても、また労使は反対で
あるけれども、金融機関の方で債権の
確保をするために売れ、あるいは買
上げてくれ、こういうことを主張する
だろう、こういうふうに言つておるん
です。その場合にあなたの方の話は、
一般債権者との話し合いがなくては
言われませんが、金融機関の方は権利
を持つておる。ところが一般の債権者
は、何もそれに対して権利を持たないし、
労働者としても——事実問題として
労働者は抵抗いたしますけれども、それ

はど現在の市民法で確保された権利は
ない。そういう状態でありまして。す
から私は、これは金融機関の意思い
かによつて決定するじやないか、その
債権の確保はほとんど金融機関のみに
行われる、かように考へるわけですか。
大臣、数字はわからないにしても、今
までの議論はかなりわかつたと思ひ
ますが、結局金融機関だけがもうける
法案だとわれわれは考へておるの
がどうですか、間違いないでしよう。

○石橋國務大臣 いや、そういうのは
表向きから言へば、あなたのような議
論が成り立つてしようが、実際にい
ては、金融機関だってそう我々を過す
わけにいかぬと思ひます。それから事
業団側が買うのも、経営が今後続
けるような、ある資格にはまつたも
のは買わないのですから、もし金融機
関なり何なりが売りたいと言つても、
今後続けて経営ができ、事業そのもの
が成り立つものであるならば、事業団
は必ずしも買わないのであります。か
ら、単に金融機関が売れればと言つた
から、それじゃ売らなければならぬと
いうことにはならないと思ひます。
それは抵当権とか権利とかやましい
ことを言へば、抵当権者が一番優先
するけれども、抵当権者が一番優先
するけれども、実際問題として
はそういうことは起り得ないと思ひ
ます。

○多賀谷委員 どうも大臣も局長も実
際問題を把握されてないと思ひます。
実際炭鉱が倒れていく状態は、銀
行が貸すから金をとめまうと言ふから
倒れていくのです。そうしてある銀行
は、これは炭鉱倒しの銀行だと通産省
の現地の役人が憤激するくらい銀行は
きびしいのです。ですから成り立つて

いくような炭鉱は何も業者も売ろうと
しませんが、もちろん金融機関だつて
売れないという事は言いません。
今成り立つていかないけれども、こ
でがまんすればやってくるという場
合において問題が起るのです。現在ス
ムーズに黒字が出てるときに何も金
融機関だつて売れという事は言いま
せんし、もちろん事業団も買いませ
ん。問題は、労働者が金を食いしばつて
何とかここで事業を継続していき
たい、ところが金融機関の方はどうも今
のうちに債権の取り立てをしておかな
ければ危ない、将来この時限立法がな
くなると大へんだ、こういうような場
合に問題が起る。そういう場合に、あ
なたの方は、法律上の表向きはそれは
抵当権の問題があるし、金融機関が強
いだらうが、実際はそういうことはな
いだらうと言われますが、実際上少し
も権利はないのだし、金融機関は要す
るにベースに乗らない場合には、相手
は商売ですから冷たいのです。そうい
うことを十分御存じの大臣がここに人
情論を出されるとはどうもおかしいの
ですが、明確に答弁を願いたい。この
席でそういう一般債権者並びに労働者
の同意がなければ買い上げの対象にし
ない、こういうことをはっきり確約し
てもらいたいと思います。

○石橋国務大臣 金を食いしばつても
経営ができるという場合はある基準に
合う炭鉱であります。けれども基準に
合わないものを経営者がただ一人で
もつてがんばつてやるということも無
理がありますから、それは何も金融機
関に頭を下げるということだけの意味
でもない、実際の炭鉱が経営できるか
できないかという実情の判断によるも
のと思います。われわれの方では無理
に合理化の基準に合うものを買ひ上げ
るなんという事は考えてもおらぬ
し、また買い上げてはならないので
すから、幾ら銀行が言つてもそういう経
営ができそうなのは買い上げの対象
にならない、ただしあしたから銀行が
金融をとめる、そしてそのために倒れ
るという事はあり得るかもしれませ
ん。それは今までもあるものでありま
し、そういう場合にほんとうに炭鉱を
助け得るものならば、これは別途助け
る道があるだろう。ですからだれだれ
の承諾がなければ買わないとかとい
うことをそうはつきり法律に書かぬで
よろしい。むしろ局長からしばしば申
しました通り、銀行だけの要求によつ
て買い上げるといふようなことはあり
ません。

○多賀谷委員 そうすると、労働者並
びに一般債権者の同意があったかな
かったかということと事業団は十分勘
案して、そしてそれによつて買い上げ
る、もしなかったら買い上げない、こ
ういうことに了承していいですか。

○石橋国務大臣 私はそれはよろしい
と思います。ただある一部の債権者だ
けの要求によつて無理な買い上げをし
ようという事は絶対に考えておりま
せん。

○多賀谷委員 いよいよ買い上げの代
金を支払われる場合ですが、先ほど炭
業権、それから鉱業施設、こういうよ
うに分けられてお話をありましたか、
私はどうも鉱業施設とか鉱業権を評価
して代金をきめるといふ考え方に納得
いかないものがある。それは普通の売
買の場合でありますとその通りでござ
いますけれども、これはいわば政府の

法的処置によつてこれを消滅しようと
いう場合であります。その場合に大体
買い上げられるような炭鉱の鉱業権を
評価するということ自体がおかしい。
大体鉱業権というのは政府が認可する
ことによつて与えられた価値です。本
来国の所有物です。これをたとへばA
ならAに先願に基いて政府が与えた価
値を、政府が買い上げるなんというば
かな話はない。しかもその買い上げら
れる炭鉱というのは大体現在の経済情
勢においては価値のないものである、
これを買ひ上げようとしているのです
から、どうも私は納得がいかない。こ
れが価値が幾らであるとか埋蔵量が幾
らであるといひましても、本来国の所
有物であつたものを先願権によつて価
値を与えた、その価値を今度は政府が
金を出して買い上げてやろう、しかも
その買い上げるものは現在の経済情勢
においては価値がほとんどないもので
ある。これを評価の標準にするという
ことはきわめておかしい。さらに鉱業
施設にいたしましても、莫大な投資を
しても炭鉱の場合は工場のモーターな
んかと違ふのですから、陸に上げます
とあまり役に立たない。ですから鉱業
施設の部分を評価に入れるということ
はむしろおかしい。私はいやしくも買
ひ上げの対象の基準をきめる場合に
は、その炭鉱がやめるに於いての善後
処理に要する経費を評価の基準にすべ
きであると思うが、その点大臣はどう
いうふうにお考えですか、これをお聞
かせ願ひたい。

○石橋国務大臣 お話のように、私は
専門家でありませんから、こまかいこ
とはわかりませんが、評価というものは
非常に困難でありましようけれど

も、そうかといつてお話をよくに善後
処理に必要な資金を全部出すというよ
うなこともできないこととありますか
ら、やはり買い上げるとすれば、そこ
に具体的に現われているところの権利
なり、あるいは実際の資産なりを評価
するという方法によつてやるのが至
当だと思ふのです。とにかく国家がそ
れだけの直接、間接の援助をしてやる
のですから、そうむやみに金を出すこ
とはできないと思ひます。

○多賀谷委員 私はむやみに金を出せ
と言つてはなくて、有効に金を出し
なさいと言つてゐる。なぜかといひま
すと、問題は租鉱権にある。租鉱権は
今度は買い上げの対象にならない。こ
れは先ほどからもいろいろ論議があつ
たと思うのですが、きわめて不合理で
ある。一応政府の味方をして考へて
も、この点はきわめて不合理である。
なぜかといふと、今申しましたような
ところに評価の標準を置かれてゐるか
らであります。標準がないと、こう言
われまうけれども、なるほど善後処理
に要する経費を一々算定しては、標準
はないでしよう。しかし過去の出炭量
というものは、私はあらゆる要素をこ
れに加味し、いろいろな要素を含んだ
ものが出炭量において表現されてい
ると思ふ。ですから私はこれを、六カ
月で悪ければ一年の平均でもいいで
すが、その過去の出炭成績を考へておや
りになり、到れる寸前はアブノーマル
の状態ですから、これはそれから除外
されることもけつこうですけれども、
そういうように考へられなければなら
ぬ。善後処理の経費を一々算定するこ
とは、私は基準なくしては困難だらう
と思ひますが、出炭量というものはあら

ゆる要素をここに表現したものであら
う、かように考へるわけです。
そこで續いて局長にお尋ねします
が、今申しましたような観点からすれ
ば、私は租鉱権というもののについて
も、買い上げという言葉は悪いかもしれ
ませんが、とにかく善後処理に要す
る経費を出すべきである、こういうよ
うに考へるわけです。あなたの方では
租鉱権は本来鉱業法上譲渡の対象にな
らない、だから譲渡の対象にならない
ものを買い上げるわけにはいかない
し、また租鉱権を一応買い上げること
ができないにしても、何らかの形で消
滅したとして、今後鉱業権者が租鉱権
を許すという場合に困るじやないか、
こういう話がありますけれども、私は
それは坑口開設の制限の規定もあるの
だし、何らかの方法で租鉱権者が単独
に鉱業権者の意思いかんにかかわらず
これを休止した場合に補償の代金をも
らうことができる、こういう方法を講
ずべきであると思ふが、局長は名案
はないか、一つお尋ねしたい。

○齋藤（正）政府委員 今多賀谷委員か
ら租鉱権を買い上げることが不可能な
理由を申し述べられたのでございま
すが、その通りでございまして、どう
も法律技術的には租鉱権自体を買い上
げるといふことは不可能でございま
す。ただ鉱業権とともに買い上げる場
合には、これはできることになるわけ
であります。その場合には当然租鉱
権者の施設も買い上げるわけであり
ます。そしてこの鉱区はもろに分割が
できるわけでありまして、租鉱区の部
分だけを分割いたしましたしてそれと一
緒に買い上げてもよろしい、こう
いうことになるわけでありまして、その

辺の点につきましては、租鉱権者が買上げを希望するような場合、鉱業権者としても、それを租鉱に出しておいても、実は租鉱料も十分とれない、また租鉱に出して採算が合わないぐらゐならば、もちろん自己経営もできないことに当然なる。通常の場合にみずから経営しても経営的に不利でありますから、租鉱に出すのでありまして、従って租鉱権者が経営できないような場合には、親権者がそれを引き取って経営するのはなお困難であるというのが通常の場合であります。従ってその場合には当然親権者も鉱業権を譲渡することに承諾するのではないか、その辺のあつせんについては通産局なり事業団が十分あつせんにより出すわけでありまして、実際問題としては、相当租鉱権者が救われるのじゃないか、こういうふうな考へております。

○多賀谷委員 実際問題として救われないからお尋ねをしておるのです。局長は最近福岡県田川郡の榎井炭鉱に起つた事件を、陳情があつたから御存じであらうと思いますが、要するに鉱業権者が租鉱権者を圧迫して現在あゝいう状態になつておる。そこで租鉱権者であつた債権者が詰めかけたところが、鉱業権者が暴力団を使つて追つ払つたという話であります。そういう話も聞かれたと思うのですが、現実の問題はそういう状態になつておる。われわれが福岡の公聴会において租鉱権者から陳情を受けて、切々たる陳情があつたのをわれわれは聞いたわけですが、全く実際問題として大へんな紛争が起ると思う。そんなに簡単ではない。ことに筑豊炭田のような租鉱権の多いところ、ことにまた封建性の非常に

に強いところ、経営者といへども近代的な感覚を持っていない経営者があるのです。租鉱権者もそうであり、また鉱業権者もそういう人が多い。ですからこういうところに私はやはり法律の規制をしておかねばならない、かように考へるのであります。そこで、これは立法院ですか、鉱業法はこうだと言われまして、鉱業法の一部改正するといふことを附則につけることもできるのです。ですからあなたの方で鉱業法によつて租鉱権は譲渡できないのだ、こう言われれば、この合理化法案がせつかくできるのですから、この合理化法案の附則の一部に、この法律の臨時立法の間これを買い上げることもできるとか、こういうことだつてできるのです。そういう措置をなせとらなかつたか。役所では、聞くところによりますと、何回も研究されたそうですが、これはどの画期的といわれるような法律案をあなたの方が出されるならば、どうして五年なら五年停止することができるといふふうにお書きにならなかつたか、この点をお聞かせ願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 先ほど多賀谷委員は、鉱業権といふものは政府が設定したものであるからというふうなお話がありました。これは確かに政府の設定行為によつて発生する権利でございますが、一旦発生いたしますと、これは通常の財産権と同一の私権でございます。その既得権を何らかの個別の理由で奪う場合には、必ず完全なる補償をしなければならぬというのが憲法の規定でございます。従つて、もし租鉱権を買収いたしましてその後新に租鉱権の発生を禁止するといふこ

とにいたしますと、鉱業権の存続する限りそれについて完全なる補償をしなければならぬ、こういうことに理屈の上からいへばなるわけでございます。そういういたしますと、長期にわたつて完全なる補償をするくらいならば、鉱業権を買上げた方が適当ではないかというところになりまして、鉱業権とも租鉱権者の施設を買い上げる、こういうことにいたしましたわけでありまして、ただ先ほど御説明いたしましたように、租鉱権者が租鉱を廃止したいというふうな場合には、もちろん鉱業権者としても、それを経営できないような場合でありますから、実際上はその鉱業権者の同意をとることはそんなに困難ではない。租鉱権として経営できなければ当然租鉱料も入らない。租鉱料も入らないようなものを相当の値段で事業団から買い上げてもらうのでありますから、実際問題として経済的にその方が有利でありますから、話がつかうではないかといふふうになつておるわけであつて、こういうふうになつたわけでありまして、なお先ほど榎井炭鉱の例がございましたが、これは非常に特殊なケースで、われわれも十分調査しておりますが、これをもつて一般的なあり方といふふうに論ずることは困難ではないかと考へております。

○多賀谷委員 先ほど憲法の論議がなされましたが、あなたの方では権利を制限することはいかぬといふ話ですが、坑口の再開の許可だつてそうでしょう。再開の制限だつて、あなたの方の議論からいへば、坑口再開の自由についてはこの法律の間は、これだけ大きな条件を付すのです。それでその人間に

されますか。あなたの方でそういう論議をもつてこられるなら、なぜ坑口再開の制限をおやりになるのか。これだつて鉱業法上にちゃんと明記した権利である。それを一方においては、坑口再開の場合にはその憲法の問題をうたわれぬでいて、租鉱権の今後の発生に制限についていふならば、それは憲法の問題がある、補償しなければならぬ——補償されてもけつこうなんです、坑口再開の制限をやるくらいなら、やはり租鉱について考慮があつてしかるべきである、かように考へるわけですか。あなたの方でも権利の制限をこの法律でしておるじゃないですか。

○齋藤(正)政府委員 これは憲法の補償の規定はなかなか議論があるところでございます。私がその有権的な解を申し上げる資格はもちろんございりません。しかし一般的に論じられておりますところは、一定の基準によりまして西一的に公益上の理由に基いて制限を加える場合には補償しなくてもよろしい、それから個々の処分によつて制限を加える場合には補償しなければならぬといふふうになつておるようであります。坑口開設の制限は一般的にかけられる制限でありまして、許可される場合も一定の基準に基いたものであります。禁止される場合も一定の基準によつてそれに該当するものは全部禁止されるわけです。ところで租鉱権の設定の禁止の場合には、たまたま租鉱権者がその希望で買った場合には、そのあとのものについて租鉱権の設定を禁止するといふことではないから、これは国が公益上の必要に基いて定めた一定の基準によつて

設定を禁止せられるといふふうなものではない、こういうふうになつておるわけであつて、この解釈はこれが絶対だといふふうになつておるわけではございませんが、われわれの考へた理由を今のようになつておるわけでありまして、先ほど再々申し上げましたように何とか実際問題としては大半の問題が片づくのじゃないか、その点について解決がつくように政府としても十分努力をいたしますといふことを申し上げたわけ

片手落ちである、かように考えるので
す。これは一つ政治力で何とかあなた
の方で解決してもらいたいと思ひます
が、一つ御答弁をお願いしたい。

○石橋国務大臣 これは技術的問題
でありますから十分研究しなければわ
かりませんが、今私から申せば、今石炭
局長から申し上げた答弁を繰返す以
外にはないと思ひます。

○多賀谷委員 大體法案の多いせいか
大臣はどうか勉強が足らぬように思ひ
ますね。これはやはり現地では重大な
問題なのですよ。なるほど日本の官僚
は非常に優秀なそうですけれども、役
人の頭というのは法律の範囲以外に出
ないようです。しかも今までの法律は
なるべく改正しないでいこうというよ
うな腹です。ですからあなたの方でそ
こがうまくいかなければ鉱業法なら鉱
業法の一部改正をするというようにさ
れなければ、この法律は全くあなた
の方の側の希望が満たされぬと思ひ
ます。實際困つておる。あなたの言わ
れる放つて置けばつぶれるじゃないか
というの。租鉱権者が救われぬとい
うようなばか法律がありますか。こ
れは全くおかしいのですが、再度
御答弁をお願いしたい。

○石橋国務大臣 私は同じことを繰
返すようになりますが、この法律によ
つても租鉱権者が救われないことは
ないと思ひます。

○多賀谷委員 どうしても救われない
のですか。どうしてですか。大臣は
どういう認識でこれは救われないこと
はないとおっしゃるのですか。實際問
題としてこれは救われませんか。

○石橋国務大臣 租鉱権者の持つて
いる施設も買ひますが、ただ租

鉱権そのものは局長も説明した
ような事情がありますから、これは鉱
業権とともにでなければ困るというの
でありまして、租鉱権者の経営が困難
な場合に買い上げの対象になるので
ありますから、租鉱権者を全然無視し
ては行かないのであります。

○齋藤(正)政府委員 今大臣が御説明
されましたが、私繰返して答弁いた
しましたように、實際問題としては大
部分解決されるのじゃないかというこ
とを申し上げたいのであります。

○多賀谷委員 實際問題については大
部分と言われる。大部分の範囲にもよ
るのじゃないか、なるほど大手筋炭鉱
にあるところの租鉱権というものは、
確かに鉱業権者も許さる。ところが
必ずしも大手筋炭鉱でない炭鉱にあ
るところの租鉱権というものは、私は
非常に問題を感じ、かように考えるわ
けです。斤先料が入つてこないのです
から承諾しませんよ。斤先料という制
度があるのですから、あなたの方でそ
れについて考慮があれば、租鉱権を何
とかして——租鉱権とはいひません
が、施設でも買い上げ対象にし、その
代金の一部を鉱業権者に払うというよ
うに、内部的に業者の間でするのでは
なくて、あなたの方で法律に書かれ
なければできると思ひますが、どうで
すか。

て、その鉱区を分割して譲渡すること
を認めるだらう。實際問題としては租
鉱権者の施設を買い上げることができ
るはずだ。租鉱権自体としては、鉱業
権と違ひまして、最長五年の期限しか
ございせんので、そう大きな資格が
あるものではございせんから、結局
租鉱権者の財産的な価値のあるものを
買ひたいと思ひます。施設を買ひ
上げれば大部分カバーできるわけであ
ります。そういう形で買い上げたいと
いうことを申し上げたいのであります。

○伊藤(卯)委員 関連して。大臣も局
長も買い上げる、買い上げると言
うが、この法律の三十一條にちゃんと書
いてあるじゃないか。「事業団
が買収することができ、採掘権は、次
の各号に適合するものでなければなら
ない」というもの。一、「その採掘
権の上に租鉱権が設定されてい
ない」と書いてあるじゃないか。こ
れと書いてあるじゃないか。こ
れと書いてあるじゃないか。こ
れを一体どういふふうに解釈されま
すか。

○齋藤(正)政府委員 言葉を返すので
はございせんが、次の第三十二條第
二項をござらん願ひます。事業団が買
収することができ、租鉱権者の鉱業施
設は、一、ちゃんと鉱業施設を買収す
るといふことが規定されております。
買収はいたします。

○伊藤(卯)委員 いろいろあいまいな
ことを書いてあると、解釈によつてど
うにでもとれることになるだらう。
さつきから抗外、いわゆる外の設備だ
けは買ひたいと言はれたようだが、
租鉱権者がやつてゐる投資のうち
で、抗外に対するものは百分の一にも
該当しない。百分の九十九までは坑内
に資金が投入されていることは、石炭
局長が百も御承知でしょう。百のうち
九十九までは坑内施設に投入されて、坑
外は百分の一にも該当しない。それこ
そ九十九の二毛にも該当しないものだけ
を買ひ取るんだ。その百のうち九十九
の坑内施設に投資したものは買ひ取
らないんだということですね。それさ
え法律の中にはつきりしてないじゃ
ないですか。なぜこういうことをはつ
きりしないのか。それから租鉱権の坑
内に投入したものを買ひ取らないとい
う理由は、どこにあるのですか。

○齋藤(正)政府委員 これは鉱業権の
場合にも租鉱権の場合にも、坑内の機
械施設は買ひ取ります。はつきり申し
上げますが、買ひ取るつもりでござい
ます。それから租鉱権者の施設を買ひ
取ることは、今申しましたように三
十二條に載せてあるものであります。た
だし鉱業権を買ひ取る場合には、その上
に租鉱権が設定されたままでは買ひま
せん。こういうことを三十一條は書いて
あるのだから、要するにその
部分でございまして、もし租鉱権を設
定している租鉱権者が同時に事業を廃
止することを承諾しなければ、その部
分は分割して、残りの分を買ひ取る。租
権者が承諾して一緒に施設を売る
場合には、三十一條と三十二條で鉱業
権者の分と租鉱権者の分と両方買ひ
取る。こういうことになるわけでありま
す。

○伊藤(卯)委員 あなたの説明を聞いて
いると、だんだん疑惑が深まって参
ります。租鉱権があるものは分割をし
なければ買ひたいというのでしよう。
あなたが分割という場合は、租鉱権の
独立鉱区というものは五万坪以上でな
ければならない。租鉱権がもし五万坪
以下であつた場合は、独立鉱区に分割
した経営形態は許可されぬでしよう。
許可しますか。五万坪以下の租鉱権が
分割をされて、それを独立鉱区、独立
経営として分割するとおっしゃるが、
それを許可しますか。鉱業法との関係
はどうなりますか。それが一つ。
さらに坑内施設も投資分も買ひ取る
というのなら、何でもこの中に鉱業権と
同等に租鉱権の坑内施設も買ひ取る
ということを明文化しませんか。解釈上
で苦しくなつてくると、そうするつも
りであるとか、そう解釈するとか言
けれども、法律というものは不動のも
のである。だから租鉱権の坑内施設を
買ひ取るなら、鉱業権と同一に買ひ取る
ということをはつきりさせる。買ひ取ら
ないなら、買ひ取らないことにする。分
割するといふのなら、独立鉱区で五万
坪以下になつてゐるものも分割して独
立経営を許すなら許すといふことをな
はつきりしなせませんか。そこをもつ
と

れを買収するということは、ちよつと理屈がおかしいので、そのままにしてあるわけでありませう。

○伊藤(卯)委員 大臣はそこでお聞きになっておるが、石炭局長の答弁はまことにしどろもどろになっておる。だから租鉱権者の坑内投資の分も買収者の坑内の分と同等に買収するものなら買収すると、はつきりしたらいじやありませんか。買収するのならここにはわざわざ三十一條の一号に買収する条件として、採掘権の上に租鉱権が設定されてはならないというところが書いてあるのですか。買収するならば三十一條は要らぬはずで、租鉱権も租鉱権も同等に買収する、こうはつきり書いてほしいでせう。

そこでさらに先ほど石炭局長の言われたように、もし租鉱権者が同意しないという場合に、それは独立に分割してやるとおっしゃるなら、租鉱権の五万坪以下は独立経営、独立鉱区を許さないというなら、分割する場合は五万坪以下でも独立経営、独立鉱区として許すということをはつきりしませんか、もつと法文を明確にしなさい。大臣どうお考えでありますか。私の言うことが正しいでせう。

○齋藤(正)政府委員 この法律の用語の定義にありますが、鉱業施設の範囲につきましてもは命令をもって定めるといふことになっておりました。これは省令の規定事項でございます。ただ現在われわれは坑道その他の施設も買収したい、こういうふうにお考えおる次第でございます。そうして租鉱権者と租鉱権者との鉱業施設について、その範囲が違ふものでないことは、同一

の字句が使つてあることからもおわかりのことと思ひます。それから租鉱権が設定されたものでないことというのは、要するに租鉱権者と租鉱権者とは独立の経営者でございますから、従つて租鉱権のついたまま買収するということは、結局租鉱権者の承諾なしに租鉱権の部分まで鉱区を買つてしまふということになるもので、それはできない、そういうことはいたしません。従つて租鉱権が設定されておる場合には、租鉱権者の同意を得て租鉱権の分も一緒に買つてもらうか、そうでなければ租鉱権者の鉱区とその分を分割して、その分は租鉱権者のものにしてしまひ、残りの鉱区と施設を買つてもらうか、そういうふうになければいけないという趣旨を書いたのであります。が、この文章の書き方が非常につかつかたかどうかということにつきましては、私はこれが最上の文章であるとは決して申し上げておりません。

○八木(昇)委員 関連して……これは文章の書き方の巧拙の問題でなく、租鉱権と租鉱権を分離して、片方は買収の対象にするが片方はしない、こういうところに非常に筋の通らない状態が出てきておる、こういうふうには私もよく考えておるわけですが、そこで最近の例を見ても、佐賀県あたりは非常に中小炭鉱が多かつたためにだいたいつぶれたわけです。御承知かと思ひますが、向山炭鉱、新屋敷炭鉱、あるいは岩屋炭鉱、こういうふうなところはいずれも先ほど多賀谷委員の質問もありました通りに、金融機関がもう金融をしない。そこで非常に有望な山であるにもかかわらず租鉱権者は投げ出してしまふ。そうして別に金を持つ

た人が現われて租鉱権を取得して、半年前くらいから坑内労働者を従来の半数くらいに減らし、営々辛苦して労使一体になつてやつておるわけです。こういうのが気懸念えんたる炭鉱の実態です。こうなつてくると、租鉱権者の方はうまい法律ができた、売りたい。しかし、租鉱権者の方は今始めたばかりだ、こういうふうなことで事実上非常な紛争が起るわけです。あるいは場合によつてはこういうのが裁判に持ち込まれるとか、いろいろなことがあるだろう。こういう実態であるからしてわれわれとしては問題にしておるわけでありませう。大体今のうちに租鉱権と租鉱権というものを区分したりして非常に筋の通らぬ措置をせられる根本的な理由をもう少し明確に御説明願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 私の説明の仕方が不十分でどうもおわかりが得られなかつたかと思ひますが、今お話のようなケースがまさに租鉱権が設定されたままでは買えないという理由に於いては、今お話を、今のお話では、租鉱権者は事業を継続したい、そういう場合に租鉱権が設定されたまま租鉱権を売却するということになりますと、事業団が租鉱権を買収し取りまして、しかも租鉱権者はその上に残るといふことになりませう。そうすれば事業団としては本来過剰能力を縮減するために買収を取りやめるのであります。にもかかわらず、事業団が買収した鉱区の上において事業が継続されるというところは工合が悪いので、従つて租鉱権が消滅した後でなければ買収しないということにいたしましたのであります。それから租鉱権は買

わないといひたしても、租鉱権というものが鉱業法上の規定では相続その他の一般承継の対象になりませんので、従つて法的に譲渡の対象になりませうから買えないという点と、もう一つは租鉱権者に対する補償の關係が非常にめんどうな關係になるから租鉱権という権利は買収できませんが、しかし租鉱権者の財産の大部分である施設は実際に買収、こういうことにいたしましたわけでありませう。

○田中委員長 速記開始。五分間休憩。午前十一時三十五分休憩。午前十一時四十九分開議。休前に引き続き會議を開きます。この際石橋通商産業大臣より発言の要求がありますのでこれを許します。石橋通商産業大臣。先ほどから御意見のありました租鉱権の問題につきましても、この法文に明らかに租鉱権者の施設はこれを買収するといふことが明白になっております。これは決して地上の施設だけではございませう。鉱業施設全部でございますから、坑内においても同様でございます。ただし今の政府側の法律の解釈によりますと、租鉱権そのものは完全な財産と認められないから、これは買収し上げるの対象にならないといふことだけでございませう。しかしながら実際の処理としてはどうなるかといふと、これは先ほどから繰り返して申しますように、租鉱権者あるいは債権者、労働者その他

の十分な了承のもとにやらなければならぬのでありますから、実際の処理としては租鉱権というものをわれわれは一つの財産として認めて、租鉱権者にも、その場合々々であります、相当の補償があり得るようになしたい、かように考えておりますからどうぞ御了承願ひます。

○八木(昇)委員 先ほど私ちよつと質問をいたしました、そのちよつと逆の事例もたくさんあるわけでありませう。租鉱権者を持つておる人は、やはり山をやめたくない。そして売り渡しもと経営をしてきたが、どうにもこうにもならぬ。だから売り渡すよりほかにしようがないという場合があり得るわけですが、そういう場合に、先ほどの御説明だと、その租鉱権者が持つておる坑外の設備と坑内の設備だけは買収し上げる。これは租鉱権者の承認を受けても受けていなくても買収する、どうもこういうことのようにですが、そうであるかどうかをまず第一。その次に、そうである場合、では働いておる労働者はどうなるか。働いておる労働者の未払い賃金あるいはまた一カ月の解雇予告手当も、単に設備の買収上げの金だけではどうにもならないのです。その辺のところはどうなんですか、お伺ひをいたします。

○齋藤(正)政府委員 お話のようなケースも理屈の上からは考えられますので、そういう場合には通産局長その他地元の人々があつて役をいたしまして、租鉱権者と十分話がつくようになしたいと考えておるわけでありませう。それから租鉱権者の鉱業施設は、今お話がありましたように、地上施設

あるいは坑内施設も買い上げをいたします。ですが、その場合には、その租鉱権の稼行しておる鉱区とともにでなければ買取り取らないということになるわけです。

○南委員 関連して。今御質問のありました租鉱権者ありますが、租鉱権者が移行することが不可能な状態になってきた、それで労働賃金なりその他の不払いが起きたというような場合に、その労働賃金の不払いとかそういうものは租鉱権者に対する債権なのか、それとも採掘権者に対する債権なのか、そこをはっきりしていただければ、私

らその問題についても解釈ができると思います。が、夜逃げした場合にどうするかという問題もありますし、そういうような租氈権が政府の買収の権利としての対象になるかならぬかという問題がございます。要はそういう場合の債権債務関係は採掘権者にあるのか、租氈権者にあるのか、これは政府委員でけっこうですから御返事願います。

○齋藤(正)政府委員　租鉱権者が雇
用しております労働者に対する未払いそ
の他の債務はもちろん当然租鉱権者の
債務でございます。従つて租鉱権者が
雇用しております労働者に対しまして
は、租鉱権者の施設を買い上げます場
合には、当然離職金その他も鉱業権者
と同様に支払うつもりであります。

○南委員　施設買い上げに要するいわ

ゆる買い上げ代金、そういうようなものは民法の規定で当然労働賃金に代位弁済できるのですか。

○齋藤（正）政府委員 未払い賃金その他の三十四条の規定によりまして租税権者の場合も代位弁済いたします。

○八木（昇）委員 いろいろこの法案の

重要な諸点について疑義があり、打ち合せの關係もありますから、午前中はこの程度をもって休憩にしてください。

○田中委員長　ちよつと速記をとめて

下さい。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を始めて。二時十分まで暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後二時三十七分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

この際小委員会における参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。

合開発並びに電源開発に関する調査のため、来る二十六日小委員会において、西吉野発電所に関する問題及び愛知用水計画に関する問題について、参事人として関西電力副社長森壽五郎君

より参考意見を聴取したいとの申し出があります。小委員長の申し出の通り参考人の出頭を求めるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○田中委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたします。

す。多賀谷眞穂君。

○多賀谷委員　先ほどの租鉱権の問題ですが、この問題につきまして、政府の方では運営上しかるべくやるということですけれども、どうしてもふに落ちないのは、租鉱権は大体今九州あたりでは一万坪から二万坪です。ところ

が鉦区を分譲するといはしめても鉦区というのは最低五万坪なければならぬ。そうするとかりに一万坪から二万坪の租鉦権のために鉦業権者が三万坪から四万坪の他の鉦区を譲つてやる、あるいは増区してやる、こういうことは實際問題としては非常にむづかしいと私は考えるわけです。そこで政府は、この五万坪という最小限度の制約があるが一体これについてはどういうようにお考えであるか、これをお聞かせ願いたい。

○齋藤(正)政府委員　鉦業法の五万坪の規定につきましては——正確には五

万坪ではございませんが、大体五万坪というこの規定につきましては、それが通常の場合合理的な開発の最小限度であるという考え方でこの区域の制限をいたしておる次第でございます。新規に事業団で買い上げいたしますのは、要するに将来生産能力として残るものを買うという建前でございますので、そういう見地からこの鉱区の制限をこの

際撤廃することは適当ではないんじゃないかというふうに考えた次第でございます。ただお話のように、その租鉱権の実際の鉱区だけでなしに、そのまわりの鉱区も含めてとありますれば、これは買い上げの対象になるわけでございます。通常租鉱権は、御存じのように、五カ年間で最長期限でありまして、実際上の運営は二、三年とい

うふうな契約がむしろ多いようでございますが、それは一カ所を掘りますとまた次へ移動するというふうな関係で、さしあたりの契約は面積は狭いという場合もあるわけでございますが、将来稼行の予定地、あるいはすでに稼行して終掘になった土地も全部含めま

すれば五万坪になる場合があると十分考えられますので、運用上はできるだけこれが障害にならないように運用いたしたい、このように考えております。

【多資谷委員】 租鉱権の問題はかりを
やっておりますけれどもちががかないの
ですが、実際北海道なら十五ヘクター
くらいある租鉱権も多いと思います
が、九州あたりは一万坪から二万坪の
租鉱権がほとんどであります。五万坪
の鉱区の最小の面積を有する租鉱権と
いうのは非常に少ない。その租鉱権者
のために、鉱業権者がわざわざ増鉱し

てつけてやって買上げの対象にさす
というような親切な鉱業権者はほとん
どおりません。ですから私は、事実
あなたの方で運営でやると言われまし
ても、これはきわめて困難な問題を生
ずると思う。さらに省令とかなんとか
でそれについては書くと言われまして
も、いやしくも権利関係を法律に明記
せずして、省令や政令にゆだねるわけ

にはいかなない。ですから私はどうしても納得できないと思うのであります。しかしこの問題はあとにほかの委員もおられますし、また時間がありましたら、私は再度質問したいと思っておりますので先に進みたいと思います。

次に損害賠償の問題でございますが、現在この法律にも損害賠償の規定はかなり詳細に書いてあるようであり

ます。しかし市町村の理事者の方はこの鉅害賠償について非常な心配をなさっておる。また現地におきましても非常な心配をしておるわけであります。そこで私は、この賠償の対象になりました鉅害賠償を伴う鉅業権者につきましては、これは事業団が全部肩

に任ずる、こういった方が簡明であり、また被害者に安心を与えるのではないだろうかと思うのですが、その点について局長はどういうようにお考えでありますか、お聞かせ頂きたい。

あるが、お聞かせ願ひたい。

○齋藤(正)政府委員　これも再々御説明をいたしましたように、従来すでに発生をいたしておりまして、復旧に適する、あるいは処理に適するような状態になつておるものが処理せられておらないというふうなものにつぎましては、これは事業団が引き継ぎまして問題が解決しないということになりま

すので、これはこの事業団が買ひ上げ、鉱業権が移動する際に、できるだけ整備しておいた方がよろしい、こういうふうに考えまして、法律の中にもわざわざ裁定の規定を設けまして、この際懸案になつておる鉱害は解決して、事業団が引き継ぐというふうな業務運営上やりたいと考えておる次第であります。ただし法律上の建前から申し上げます。

すれば、すでに発生しております鉦害につきましては、鉦害発生当時の鉦業権者とそれから現在の鉦業権者とが連帯の責任を持つておるわけでございますから、もし解決がつかないままに買い上げをいたします場合には、これは当然事業団も責任を負わなければならぬわけであります。ただそういうやり方をいたしますと、事業団は無制限

に存続する法人ではございませんの
で、あとで非常に紛糾が生じますか
ら、すでに解決に適用しているような状
態になっているものにはできるだけ裁
定その他の制度を活用いたしましたし、
解決をしてから引き継ぐようにいたし

たい、運用上はかように考えている次第であります。

○多賀谷委員 そういたしますと、法三十五条の鉱害賠償の積立金というの、今後発生するであろう鉱害だけでなく、すでに発生している、しかしまだ未解決の部分について賠償を将来しなければならぬという分についてもこれが充当されるわけでございますか、お聞かせ願いたい。

○齋藤(正)政府委員 お話がございましたように、この三十五条の規定は、すでに鉱害が発生はしているがまだ安定しておらない、あるいは解決の時期に達しておらないというものも含めて考えておるわけでございます。しかしすでに解決の熟しておりますものでも、何らかの事由で裁定に持っていないで事業団が引き継がなければならぬようなものが起りました場合には、当然この規定で賠償の財源に充てるために積み立てをするということになるのであります。

○多賀谷委員 そういたしますと、事業団としては、未解決の場合、どうしても解決しなかった場合には最終的には引き継ぐ、もともと連帯責任ですから求償の問題はあるでしょうけれども、一応事業団としても連帯責任のその責任を負うというように解してよろしいでしょうか。それともこの法律によつてそういう鉱業法上の賠償責任は一応免責される、こういうふうに解するのですか。その点間違いない、はつきり御答弁願いたい。

○齋藤(正)政府委員 事業団が鉱業法上の鉱業権者として十分な権利義務を有することになっております。事業者としての義務と事業団の本来の性格と矛盾する面以外は完全なる鉱業権者でございますので、おっしゃる通り被害者に対しては責任を持つことにならなければならない。○多賀谷委員 そういたしますと、特定の炭鉱を買上げた、そしてその炭鉱の賠償引当金を積み立てた、その賠償積立金をもつても十分賠償できないという場合にはどういうように処置されるのか、積立金の範囲で賠償されるのかどうか、その点をお聞かせ願いたい。

○齋藤(正)政府委員 これは買収いたしました代金の支払いをいたします場合に、大体どのくらいの賠償金を支払わなければならぬかを一応予算いたしました、その分だけ代金から差し引きまして積み立てるわけでございます。しかし見通しと違つて計算以上に損害また賠償がふえて参りました場合には、当然積立金の額の有無にかかわらず事業団としては賠償の責任を負わなければならない。○多賀谷委員 かなり明白になりました。そういうことを開けば被害者も安心するだろうと思うのですが、この法律によつてむしろ金銭賠償の打ち切り補償が促進されることのないように、かようにお願いするわけであります。

○多賀谷委員 続いて質問をいたしますが、あまり通産省にばかり質問して、労働省が他山の石のような顔をしておられますので、労働政務次官にお尋ねいたしたいと思ひます。実は最近いろいろな産業において合理化が促進されておる、そ

うすると当然失業者が出るわけですが、合理化の対象に主としてなつておるのは第二次産業ですが、第二次産業をほとんど整理をされておる。ところが実際吸収する道がないのです。あなたの方ではどんな合理化を促進されておるが、将来において政府としてはどういうような雇用政策を持つておるのか、お聞かせ願いたいと思ひます。○多賀谷委員 申しますのは、実は政府が出しました経済六カ年計画にいたしまして、この労働に即したところの生産年令人口というのがあります。それがどのくらい労働人口に入つてくるかというので、労働力率というのがある。ところが政府は最初出しました十六カ年計画におきましては、労働力率を、現在六八・一であるにかかわらず、三十二年度は六六・三、三十五年度は六五と下げておる。労働力率を下げるといふことは常識上全く考えられないのに、労働力率を下げ、完全失業者を少く見せかけておる。ところがこれが指摘されると、労働力率はそのままにして、今度はあつて人口をいじると、すなわち奄美大島を入れるとともに、人口の増加率を逆に少くして、完全失業者を少し合した、あなたの方ではこういう手品をされるわけですか。一体どういうところから労働力率を変更になつたのかお聞かせ願いたい。

○江下政府委員 これは経済審議庁から御答弁した方が適當かと思ひますけれども、労働力率を変更しましたことは委員の仰せの通りであります。変更しました理由につきましては、当初六カ年計画を作りました際に、これはあくまでも一つの目標であつて、なお必要に応じて今後改訂を加えていくとい

うことが書いてあります。それに基づきまして各方面の意見を聞いた結果、かように訂正したということでございます。すなわちできるだけ実情に合うように労働力率を合した、こういうことであります。

○多賀谷委員 変更されることはけつこうですが、どうもとてもない基礎数字を変更されるので困る。労働力率というのは生産年令人口がどのくらい労働力になつていくかということ、これを勝手に変更されるようなことでは、私は一國の政治はできないと思ひます。それがいかぬということになる。それを据え置いて、今度は人口の方をいじり出す、こういうような作業をされるということは、今後われわれが経済的な政策をやる場合に非常に困る、かように思ひまして御注意を申し上げたいと思ひます。

○多賀谷委員 変更されることはけつこうですが、どうもとてもない基礎数字を変更されるので困る。労働力率というのは生産年令人口がどのくらい労働力になつていくかということ、これを勝手に変更されるようなことでは、私は一國の政治はできないと思ひます。それがいかぬということになる。それを据え置いて、今度は人口の方をいじり出す、こういうような作業をされるということは、今後われわれが経済的な政策をやる場合に非常に困る、かように思ひまして御注意を申し上げたいと思ひます。

○江下政府委員 非常にむづかしい質問でございます。これも経済審議庁から御答弁申し上げた方が適當と思ひますが、一応この六カ年計画によりまして策定いたしました数字は、御承知と思ひますけれども、今後の就業者の動きについてある程度のめどを示しております。これによりまして、三十年代におきましては、このまま放置いたしますならば約二十万程度の失業者が増加するであろう、こういう予定のもとに政府の予算編成等にも当たつたのでございます。

○江下政府委員 非常にむづかしい質問でございます。これも経済審議庁から御答弁申し上げた方が適當と思ひますが、一応この六カ年計画によりまして策定いたしました数字は、御承知と思ひますけれども、今後の就業者の動きについてある程度のめどを示しております。これによりまして、三十年代におきましては、このまま放置いたしますならば約二十万程度の失業者が増加するであろう、こういう予定のもとに政府の予算編成等にも当たつたのでございます。

○江下政府委員 非常にむづかしい質問でございます。これも経済審議庁から御答弁申し上げた方が適當と思ひますが、一応この六カ年計画によりまして策定いたしました数字は、御承知と思ひますけれども、今後の就業者の動きについてある程度のめどを示しております。これによりまして、三十年代におきましては、このまま放置いたしますならば約二十万程度の失業者が増加するであろう、こういう予定のもとに政府の予算編成等にも当たつたのでございます。

○江下政府委員 非常にむづかしい質問でございます。これも経済審議庁から御答弁申し上げた方が適當と思ひますが、一応この六カ年計画によりまして策定いたしました数字は、御承知と思ひますけれども、今後の就業者の動きについてある程度のめどを示しております。これによりまして、三十年代におきましては、このまま放置いたしますならば約二十万程度の失業者が増加するであろう、こういう予定のもとに政府の予算編成等にも当たつたのでございます。

○江下政府委員 非常にむづかしい質問でございます。これも経済審議庁から御答弁申し上げた方が適當と思ひますが、一応この六カ年計画によりまして策定いたしました数字は、御承知と思ひますけれども、今後の就業者の動きについてある程度のめどを示しております。これによりまして、三十年代におきましては、このまま放置いたしますならば約二十万程度の失業者が増加するであろう、こういう予定のもとに政府の予算編成等にも当たつたのでございます。

○江下政府委員 非常にむづかしい質問でございます。これも経済審議庁から御答弁申し上げた方が適當と思ひますが、一応この六カ年計画によりまして策定いたしました数字は、御承知と思ひますけれども、今後の就業者の動きについてある程度のめどを示しております。これによりまして、三十年代におきましては、このまま放置いたしますならば約二十万程度の失業者が増加するであろう、こういう予定のもとに政府の予算編成等にも当たつたのでございます。

ろいろな方法を考えたのでございますが、第一に考えましたのは、できるだけ補助率を上げてやるということでございます。これは労働大臣からも答弁

いたしたように、本年度相当折衝
いたしましたが、一応そのよう
な特別失対事業という形で従来より増
助率を上げるということで一応処理さ
れたのでございます。なお特に炭鉱地
方等におきましては、今後仰せのごと
く失業状態が深刻になり、自治体も相
当負担がむずかしいということに相な
りますので、前回申し上げたと思いま
すが、この建設的な事業、特に県営事
業というものに重点を置いて道路河川
等の事業を行なっていく、市町村が重
くなりますならば県もある程度財政は
悪くなるのでございますけれども、し
かしながらその点につきましては県を
督励いたしまして、そういう地帯にお
きましては県営事業をできるだけ大幅
に実施するということで失業者の吸収
をできるだけ多くはかりたいというふ
うに考えております。なお市町村で負
担のできないというもののにつきまし
ては、私どもとしては、別途自治庁とも
できるだけ折衝いたしまして、起債の
ワクの拡大あるいは平衡交付税の手直
しということもやらせるように今後努
めたいと思います。

○多賀谷委員 例のいつでも失業対策
で最も建設的だと言われている鉄道の
問題、すなわち川崎線の問題につきま
しても、少くとも合理化法案を出す前
に新線の計画は決定しておかなければ
ならぬと思うのですが、私はまだ決定
していないように聞いているのです。
これはどういふふうになっているのか、
いつ決定されるのですか、お聞かせ願

いた。

○高瀬政府委員 実は川崎線の問題につきましても、この石炭合理化法案が出たとき、すでに本年度の大体の失業対策の予算を決定しておいたものであります。従ってその後この合理化法案が出て参りましたので、予算の折衝の際にわれわれは党内においても大いに意見を述べ、政府に対して約五億程度の追加の失業対策の費用を請求いたしまして、昨日ここで論議になりましたように、第四・四半期に約四千七百名の失業者を特に炭鉱地帯において救済しようということになりました。

○石橋国務大臣 鉄道の問題につきましても、いろいろないきさつがあつたことは、御承知と思いますが、これはどうしてか、鉄道建設審議会の了承を受けなければならぬと思つて、そこで運輸大臣と打ち合はせて、審議会にかけて――まだ審議会できめておられぬうでありますけれども、大体了承する空気のうちに聞いております。これはいかに金がありましてもあそこが通過しなければやれませんので、あそここの関門にかかつてゐるわけでありまして、その関門を通過する場合には必ず実行する意欲をやつております。

○多賀谷委員 そうしますと、必ず鉄道建設に九百名ないし千名の人間が本年度の間に十分使用できる、政府は責任を持つてやる、こういうことですか。

○石橋国務大臣 その通りです。

○多賀谷委員 そういたしますと、この内閣も長くはないかもしれないので、それは前の内閣だと言われると非常に困るのですが、しかし失業した人は非常に困つておりますので、一つ大臣は積極的にやつていただきたい。これは非常に重大な問題です。今きまり

ましたも、果して工事に三十年代に着手できるかどうか疑問があるのです。今から測量をして、それも一カ所だけであつて数カ所に分けて事業を始めようというのですから、私はかなり問題があると思ふ。しかしこの法案を通過さす以上は、政府は責任をもつてやつてもらいたい、かように考えて次の質問に移りたいと思ふ。

次に、労働問題に關連をしてです。通産省の方では賃金を据え置きにされておる、すなわち賃金据え置きに申しますのは、政府が経済の資料としてわれわれに配付された中で、三十四年度における生産費の見積りの中で賃金を据え置きにされておる、こういうのであります。西田労働大臣は、賃金については大体三五%から四〇%が適正である、こういうふうにお答えになつた。しかし西田さんの話は、私はあのときの委員会の審議の状態から見ると、果して国務大臣としての、それほどの責任を持つての御答弁であつたかどうかはわかりませんが、あるいは経営者として夢よう一度という気持ちで言われたのかもしれませんけれども、とにかく政府としては、コストの中に占める賃金の割合はどれくらいが適正であるとお考えになつておられるか、お聞かせを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 労働大臣のお答えは、もちろん経営者としての御経験も考慮に入れてのお答えであると思ひますが、同時にやはり事業のあり方としては、そういう程度が適当ではないかというふうにお考えになつてのお答えであらうと思ふのであります。これは戦前の統計を見ましても大体そういうことになつておりますので、現在の

五〇%をこえるというふうな状態は、要するに間接的賃金が非常に多くなつて、そのために全体の能率として上つていないという形になつておるのではありませんか、坑内の作業条件が合理化されれば、もう少し人件費のパーセンテージを減らしてもいいのじゃないかというふうにお考えます。

○多賀谷委員 大体どのくらいを考へられておるか、お聞かせを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 合理化完成時の原価想定という資料をすでに提出してございまして、その完成年度におきまして労働費のパーセンテージは大体四〇%程度というふうになつております。

○多賀谷委員 あなたはどの国の生産費に占める賃金を基準にしてお話になつておるのか知らないが、よく西独とかアメリカとかの話がありますが、私も世界のあらゆるところについて調査したのであります。アメリカでも、一九四九年ですけれども、六五・三%を賃金が生産費の中で占めておる。イギリスが六六・七%、一九五二年で占めておる、ルールが五五・三%、一九五三年で占めておる、それからフランスが三分の二は賃金だといふから六六%程度、こういう状態で、よその国のトン当りの生産費に占める労働費の比率というものはかなり高い。そこでよく経営者は労働が高いと言われるけれども、日本の生産コストに占める労働費の割合というものは各国に比して決して高くはなく、むしろ低いと思ふ。しかもよその国は、逆にトン当りの話をしておるのでありますから、實質上はずつと多い、賃金で言へばものすごいパーセンテージになる。そこ

で、日本のように能率が悪いのに賃金はこの程度しかコストの中において占めていない。こういう点をどういふふうに認識されておるか、何を根拠に四〇%が適正であると言われるのか、それを一つお聞かせを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 これは現在の状態を基礎にいたしまして、坑内の作業条件が改善されて、合理化が完成されましたときに、コストのそれぞれの項目がどうなるであらうかといふことを試算いたしますと、それがたまたま四〇%程度になつたといふことを申し上げたのであります。四〇%でなければならぬといふふうには考へてゐるわけではございません。ただ外国のことは別といたしまして、戦前もその程度でございました。それから戦後、五〇%をはるかにこえた時代から、経営がだんだんノーマルになつて参りますにつれて、少しづつパーセンテージが下つていったという事実もございまして、この三十四年度の完成時の原価の配分が、特に労働費の部分がおかし

いといふふうには考へてはおりない次第でございます。

○多賀谷委員 この一年間労働費の生産費に占める割合は下つておりません。ずっと並行線をたどつておる。それで戦前の話を言われましても、能率という点についてもあとでお聞かせ願ひたいと思ふのですが、日本でも能率がよかつたのは昭和十年の十八トン、このときには北海道は三十一トン出た。それから東北においては十三・二トン、九州においては山口を含めて十六・三トン出た。北海道が三十一トンというのは、北海道の労働者の方がよけい働くと

いう意味では必

要するに間接的賃金が非常に多くなつて、そのために全体の能率として上つていないという形になつておるのではありませんか、坑内の作業条件が合理化されれば、もう少し人件費のパーセンテージを減らしてもいいのじゃないかというふうにお考えます。

○多賀谷委員 大体どのくらいを考へられておるか、お聞かせを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 合理化完成時の原価想定という資料をすでに提出してございまして、その完成年度におきまして労働費のパーセンテージは大体四〇%程度というふうになつております。

○多賀谷委員 あなたはどの国の生産費に占める賃金を基準にしてお話になつておるのか知らないが、よく西独とかアメリカとかの話がありますが、私も世界のあらゆるところについて調査したのであります。アメリカでも、一九四九年ですけれども、六五・三%を賃金が生産費の中で占めておる。イギリスが六六・七%、一九五二年で占めておる、ルールが五五・三%、一九五三年で占めておる、それからフランスが三分の二は賃金だといふから六六%程度、こういう状態で、よその国のトン当りの生産費に占める労働費の比率というものはかなり高い。そこでよく経営者は労働が高いと言われるけれども、日本の生産コストに占める労働費の割合というものは各国に比して決して高くはなく、むしろ低いと思ふ。しかもよその国は、逆にトン当りの話をしておるのでありますから、實質上はずつと多い、賃金で言へばものすごいパーセンテージになる。そこ

で、日本のように能率が悪いのに賃金はこの程度しかコストの中において占めていない。こういう点をどういふふうに認識されておるか、何を根拠に四〇%が適正であると言われるのか、それを一つお聞かせを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 これは現在の状態を基礎にいたしまして、坑内の作業条件が改善されて、合理化が完成されましたときに、コストのそれぞれの項目がどうなるであらうかといふことを試算いたしますと、それがたまたま四〇%程度になつたといふことを申し上げたのであります。四〇%でなければならぬといふふうには考へてゐるわけではございません。ただ外国のことは別といたしまして、戦前もその程度でございました。それから戦後、五〇%をはるかにこえた時代から、経営がだんだんノーマルになつて参りますにつれて、少しづつパーセンテージが下つていったという事実もございまして、この三十四年度の完成時の原価の配分が、特に労働費の部分がおかし

いといふふうには考へてはおりない次第でございます。

○多賀谷委員 この一年間労働費の生産費に占める割合は下つておりません。ずっと並行線をたどつておる。それで戦前の話を言われましても、能率という点についてもあとでお聞かせ願ひたいと思ふのですが、日本でも能率がよかつたのは昭和十年の十八トン、このときには北海道は三十一トン出た。それから東北においては十三・二トン、九州においては山口を含めて十六・三トン出た。北海道が三十一トンというのは、北海道の労働者の方がよけい働くと

いう意味では必

要するに間接的賃金が非常に多くなつて、そのために全体の能率として上つていないという形になつておるのではありませんか、坑内の作業条件が合理化されれば、もう少し人件費のパーセンテージを減らしてもいいのじゃないかというふうにお考えます。

○多賀谷委員 大体どのくらいを考へられておるか、お聞かせを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 合理化完成時の原価想定という資料をすでに提出してございまして、その完成年度におきまして労働費のパーセンテージは大体四〇%程度というふうになつております。

○多賀谷委員 あなたはどの国の生産費に占める賃金を基準にしてお話になつておるのか知らないが、よく西独とかアメリカとかの話がありますが、私も世界のあらゆるところについて調査したのであります。アメリカでも、一九四九年ですけれども、六五・三%を賃金が生産費の中で占めておる。イギリスが六六・七%、一九五二年で占めておる、ルールが五五・三%、一九五三年で占めておる、それからフランスが三分の二は賃金だといふから六六%程度、こういう状態で、よその国のトン当りの生産費に占める労働費の比率というものはかなり高い。そこでよく経営者は労働が高いと言われるけれども、日本の生産コストに占める労働費の割合というものは各国に比して決して高くはなく、むしろ低いと思ふ。しかもよその国は、逆にトン当りの話をしておるのでありますから、實質上はずつと多い、賃金で言へばものすごいパーセンテージになる。そこ

で、日本のように能率が悪いのに賃金はこの程度しかコストの中において占めていない。こういう点をどういふふうに認識されておるか、何を根拠に四〇%が適正であると言われるのか、それを一つお聞かせを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 これは現在の状態を基礎にいたしまして、坑内の作業条件が改善されて、合理化が完成されましたときに、コストのそれぞれの項目がどうなるであらうかといふことを試算いたしますと、それがたまたま四〇%程度になつたといふことを申し上げたのであります。四〇%でなければならぬといふふうには考へてゐるわけではございません。ただ外国のことは別といたしまして、戦前もその程度でございました。それから戦後、五〇%をはるかにこえた時代から、経営がだんだんノーマルになつて参りますにつれて、少しづつパーセンテージが下つていったという事実もございまして、この三十四年度の完成時の原価の配分が、特に労働費の部分がおかし

いといふふうには考へてはおりない次第でございます。

○多賀谷委員 この一年間労働費の生産費に占める割合は下つておりません。ずっと並行線をたどつておる。それで戦前の話を言われましても、能率という点についてもあとでお聞かせ願ひたいと思ふのですが、日本でも能率がよかつたのは昭和十年の十八トン、このときには北海道は三十一トン出た。それから東北においては十三・二トン、九州においては山口を含めて十六・三トン出た。北海道が三十一トンというのは、北海道の労働者の方がよけい働くと

いう意味では必

要するに間接的賃金が非常に多くなつて、そのために全体の能率として上つていないという形になつておるのではありませんか、坑内の作業条件が合理化されれば、もう少し人件費のパーセンテージを減らしてもいいのじゃないかというふうにお考えます。

○多賀谷委員 大体どのくらいを考へられておるか、お聞かせを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 合理化完成時の原価想定という資料をすでに提出してございまして、その完成年度におきまして労働費のパーセンテージは大体四〇%程度というふうになつております。

○多賀谷委員 あなたはどの国の生産費に占める賃金を基準にしてお話になつておるのか知らないが、よく西独とかアメリカとかの話がありますが、私も世界のあらゆるところについて調査したのであります。アメリカでも、一九四九年ですけれども、六五・三%を賃金が生産費の中で占めておる。イギリスが六六・七%、一九五二年で占めておる、ルールが五五・三%、一九五三年で占めておる、それからフランスが三分の二は賃金だといふから六六%程度、こういう状態で、よその国のトン当りの生産費に占める労働費の比率というものはかなり高い。そこでよく経営者は労働が高いと言われるけれども、日本の生産コストに占める労働費の割合というものは各国に比して決して高くはなく、むしろ低いと思ふ。しかもよその国は、逆にトン当りの話をしておるのでありますから、實質上はずつと多い、賃金で言へばものすごいパーセンテージになる。そこ

で、日本のように能率が悪いのに賃金はこの程度しかコストの中において占めていない。こういう点をどういふふうに認識されておるか、何を根拠に四〇%が適正であると言われるのか、それを一つお聞かせを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 これは現在の状態を基礎にいたしまして、坑内の作業条件が改善されて、合理化が完成されましたときに、コストのそれぞれの項目がどうなるであらうかといふことを試算いたしますと、それがたまたま四〇%程度になつたといふことを申し上げたのであります。四〇%でなければならぬといふふうには考へてゐるわけではございません。ただ外国のことは別といたしまして、戦前もその程度でございました。それから戦後、五〇%をはるかにこえた時代から、経営がだんだんノーマルになつて参りますにつれて、少しづつパーセンテージが下つていったという事実もございまして、この三十四年度の完成時の原価の配分が、特に労働費の部分がおかし

いといふふうには考へてはおりない次第でございます。

○多賀谷委員 この一年間労働費の生産費に占める割合は下つておりません。ずっと並行線をたどつておる。それで戦前の話を言われましても、能率という点についてもあとでお聞かせ願ひたいと思ふのですが、日本でも能率がよかつたのは昭和十年の十八トン、このときには北海道は三十一トン出た。それから東北においては十三・二トン、九州においては山口を含めて十六・三トン出た。北海道が三十一トンというのは、北海道の労働者の方がよけい働くと

いう意味では必

要するに間接的賃金が非常に多くなつて、そのために全体の能率として上つていないという形になつておるのではありませんか、坑内の作業条件が合理化されれば、もう少し人件費のパーセンテージを減らしてもいいのじゃないかというふうにお考えます。

○多賀谷委員 大体どのくらいを考へられておるか、お聞かせを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 合理化完成時の原価想定という資料をすでに提出してございまして、その完成年度におきまして労働費のパーセンテージは大体四〇%程度というふうになつております。

○多賀谷委員 あなたはどの国の生産費に占める賃金を基準にしてお話になつておるのか知らないが、よく西独とかアメリカとかの話がありますが、私も世界のあらゆるところについて調査したのであります。アメリカでも、一九四九年ですけれども、六五・三%を賃金が生産費の中で占めておる。イギリスが六六・七%、一九五二年で占めておる、ルールが五五・三%、一九五三年で占めておる、それからフランスが三分の二は賃金だといふから六六%程度、こういう状態で、よその国のトン当りの生産費に占める労働費の比率というものはかなり高い。そこでよく経営者は労働が高いと言われるけれども、日本の生産コストに占める労働費の割合というものは各国に比して決して高くはなく、むしろ低いと思ふ。しかもよその国は、逆にトン当りの話をしておるのでありますから、實質上はずつと多い、賃金で言へばものすごいパーセンテージになる。そこ

で、日本のように能率が悪いのに賃金はこの程度しかコストの中において占めていない。こういう点をどういふふうに認識されておるか、何を根拠に四〇%が適正であると言われるのか、それを一つお聞かせを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 これは現在の状態を基礎にいたしまして、坑内の作業条件が改善されて、合理化が完成されましたときに、コストのそれぞれの項目がどうなるであらうかといふことを試算いたしますと、それがたまたま四〇%程度になつたといふことを申し上げたのであります。四〇%でなければならぬといふふうには考へてゐるわけではございません。ただ外国のことは別といたしまして、戦前もその程度でございました。それから戦後、五〇%をはるかにこえた時代から、経営がだんだんノーマルになつて参りますにつれて、少しづつパーセンテージが下つていったという事実もございまして、この三十四年度の完成時の原価の配分が、特に労働費の部分がおかし

いといふふうには考へてはおりない次第でございます。

○多賀谷委員 この一年間労働費の生産費に占める割合は下つておりません。ずっと並行線をたどつておる。それで戦前の話を言われましても、能率という点についてもあとでお聞かせ願ひたいと思ふのですが、日本でも能率がよかつたのは昭和十年の十八トン、このときには北海道は三十一トン出た。それから東北においては十三・二トン、九州においては山口を含めて十六・三トン出た。北海道が三十一トンというのは、北海道の労働者の方がよけい働くと

いう意味では必

要するに間接的賃金が非常に多くなつて、そのために全体の能率として上つていないという形になつておるのではありませんか、坑内の作業条件が合理化されれば、もう少し人件費のパーセンテージを減らしてもいいのじゃないかというふうにお考えます。

○多賀谷委員 大体どのくらいを考へられておるか、お聞かせを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 合理化完成時の原価想定という資料をすでに提出してございまして、その完成年度におきまして労働費のパーセンテージは大体四〇%程度というふうになつております。

○多賀谷委員 あなたはどの国の生産費に占める賃金を基準にしてお話になつておるのか知らないが、よく西独とかアメリカとかの話がありますが、私も世界のあらゆるところについて調査したのであります。アメリカでも、一九四九年ですけれども、六五・三%を賃金が生産費の中で占めておる。イギリスが六六・七%、一九五二年で占めておる、ルールが五五・三%、一九五三年で占めておる、それからフランスが三分の二は賃金だといふから六六%程度、こういう状態で、よその国のトン当りの生産費に占める労働費の比率というものはかなり高い。そこでよく経営者は労働が高いと言われるけれども、日本の生産コストに占める労働費の割合というものは各国に比して決して高くはなく、むしろ低いと思ふ。しかもよその国は、逆にトン当りの話をしておるのでありますから、實質上はずつと多い、賃金で言へばものすごいパーセンテージになる。そこ

で、日本のように能率が悪いのに賃金はこの程度しかコストの中において占めていない。こういう点をどういふふうに認識されておるか、何を根拠に四〇%が適正であると言われるのか、それを一つお聞かせを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 これは現在の状態を基礎にいたしまして、坑内の作業条件が改善されて、合理化が完成されましたときに、コストのそれぞれの項目がどうなるであらうかといふことを試算いたしますと、それがたまたま四〇%程度になつたといふことを申し上げたのであります。四〇%でなければならぬといふふうには考へてゐるわけではございません。ただ外国のことは別といたしまして、戦前もその程度でございました。それから戦後、五〇%をはるかにこえた時代から、経営がだんだんノーマルになつて参りますにつれて、少しづつパーセンテージが下つていったという事実もございまして、この三十四年度の完成時の原価の配分が、特に労働費の部分がおかし

いといふふうには考へてはおりない次第でございます。

○多賀谷委員 この一年間労働費の生産費に占める割合は下つておりません。ずっと並行線をたどつておる。それで戦前の話を言われましても、能率という点についてもあとでお聞かせ願ひたいと思ふのですが、日本でも能率がよかつたのは昭和十年の十八トン、このときには北海道は三十一トン出た。それから東北においては十三・二トン、九州においては山口を含めて十六・三トン出た。北海道が三十一トンというのは、北海道の労働者の方がよけい働くと

いう意味では必

ずしもないであろう。これは山がよかつたという意味を示しておる。自然条件でこのくらい差がある。ですから、現在の状態では、この前も申しましたように、採掘条件が非常に悪くなつておりますから、北海道の、当時の三十一トンと九州の十六・三トンが大体均衡を保つ、こういうような状態を勘案してみますと、非抵抗対象の炭鉱の三十四年度の能率はとうてい政府が言つておる以上に十七トンにはなり得ない、かように考えるわけでありまして、これについてどういふようにお考えであるか。これが一つ。

さらに先ほどの問題であります。経済審議庁が作りました六カ年計画の国民所得の一人当りの消費量の増加は十四・九%になつておる。すなわち二十九年度に比べて一四・九%になつておる。一般の国民所得が一四・九%ふえておるのに、なぜ炭鉱労働者だけが賃金を据え置きにされておるか、これをお聞かせ願いたい。

○齋藤(正)政府委員 これは全体の国民所得というふうな問題ではございまして、全く計算の便宜だけの問題でございまして、従つてこの原価計算につきましては、将来の何年か先にどれだけに賃金が上るのだということは建前上も予測が困難でございまして、従つてそれは抜きにいたしまして、現在のベースを一応取つて計算するといふふうになるということをお願いして、三十四年度まで賃金は一切据え置かなければならないという意味では毛頭ございませんで御了承願います。

それから能率の点でございしますが、これはなるほど戦前の場合には労働時

間も現在よりもだいぶ長かつたわけではございますし、それから自然条件も現在よりはいいというものも多かつたといふことはわれわれも考えられるわけではございます。しかしながら同時にやはり戦前に比べてこれだけの、十年の歳月がたちますと、それだけの技術の方も進歩する。たとえばいろいろの採炭機械でありますとかあるいは切羽のカット、その他切羽の開き口の技術の改善でありますとか、輸送上の改善でありますとか、そういうふうな面で技術の進歩がございしますので、その技術の進歩を考えれば、戦前に近い能率をそれらの障害を克服して上げることと不可能じゃないのじゃないかといふふうにお考えを願います。

○多賀谷委員 政府が作った六カ年計画の一環としてこういう法案が出されておると私は理解する。その合理化法案においては一般の所得は一四・九%になつておる。それにあつての経済事情を基礎にして作つたところの炭価の値下りの算定において、労賃を据え置いてみるということとは私は非常に見識であるとお考えを願います。いやしくもほかのものは上ることを考えておるのです。政府がそれだけ認めておるなら、私はやはり炭鉱労働者にもそれだけベース・アップして組まれるのが至当である、かように考えるわけでありまして、その点について、なぜこれだけ据え置きにしておつたのでありますか、お聞かせを願いたい、かように考えるのであります。

さらに労働次官にお尋ねをいたしますが、経済審議庁の資料を引き合いに出しておそれ入りますけれども、あなたの方にも相談があつたと思ひます

が、経済審議庁の資料によりまして、一週間の労働時間が現在四十七時間であるが、三十五年度は四六・三になつて労働時間が少なくなつておる。これは将来政府としてはなるべく労働時間を少くしたい、こういうふうな考え方であるかどうか、それならばけつてうであるが、お聞かせ願いたい。

○齋藤(正)政府委員 第一の御質問についてお答えいたしますが、すでにお答えいたしましたように、これはただ計算の便宜のためという以外に何らございせん。ただこれは業種別の賃金の動きにつきましては相当違ひしますので、一律に賃金上昇率を計算することとどうか。かえつてそういう数字を出しますと、それが将来について一つの何か規制的な数字のようにとられるとかえつておかしい、そういう意味で一応ただ据え置きをとつただけでございまして。

○高瀬政府委員 先ほどの質問は、いづれ詳細に調べまして、後ほど政府委員から御納得のいくように答弁いたします。

○多賀谷委員 これはかなり重大な問題です。労働時間をだんだん少くさそう、こういうお考えは非常にけつこうな政策です。ところがあなたの方は今自由党の方からけしけられて、基準法も一つ改正をして、労働時間も延長しなければならぬというの盛んに吹き上げられておる。こういうときにあなたの方は民主党の内閣としては非常ないい政策の、労働時間を下げてやろうという政策を掲げられておられますが、私たちは非常に敬意を表しておるのですが、その基礎がわからぬ、しかも労働省が知らぬということでは相

ならぬと思う。一体労働時間を下げてやると言われるが、これはどういふところから労働時間が下つてきたのか。民主党の政策は労働時間を下げてやろう、こういうような政策であるか、あるいは土曜日は全部半ドンにする、こういうふうなお気持であるかどうか伺いたい。

○高瀬政府委員 あまり不正確のことをお答えしても非常に多賀谷君に恐縮であります。私の想像ではおそらく経済六カ年計画ですか、それで昭和三十一年度になりますといふゆる労働力人口といふものは四十三百七万人になる、そして完全失業者といふものは四十三万人になる。従つて経済規模が非常に拡大して失業者の数が減る、そういうことから就労時間がだんだん平均して減つていく、労働条件が改善されていく、こういうふうに想像してあります。あなたはいかがお考えになりますか。あつたかと思いますが、私は大体そういうふうにお考えを願います。

○多賀谷委員 やはり政府としては、従来の政策よりも、かなりその政党の性格からして変更されるような点について、十分審議をしてもいいと思ひます。いいかげんな資料を出して、人心を惑わすようなことのないように、一つ御注意を促しておく次第であります。

それから石炭の問題に返りますけれども、輸送の問題であります。現在御承知のように、石炭の出るのには北海道と九州で輸送費が非常にかかるわけですから、トン当りにいたしまして、政府の発表いたしましたところによりまして、東京までは千五百円、あるいは大阪神までは千二百円かかつておるよう

であります。そこで高炭価の一つの原因も九州においては高炭価の問題は起らないけれども、東京、阪神については高炭価の問題が起つておる、こういうことは産業立地の問題からいたしかたがないと言われればそれまでですが、何らか輸送面について政府は考へておられるかどうか、大臣から御答弁を願いたい。

○石橋国務大臣 無論輸送費というもののについては、ことに石炭のようなパリティ物資については、非常な問題であります。鉄道運賃、あるいは海上運賃といふものはなるべく低下をはかるということについては努力いたしておりますが、御承知のように鉄道について申しますと、鉄道自身が今やうと非常な赤字で経営難でありまして、むしろ鉄道だけをとりまきと、運賃を上げなければならぬ、というような矛盾に陥つております。この矛盾をどうして除去するかという問題は、今簡単には解決のできかねる問題であります。これは十分鉄道の方の経営の合理化その他によつて、これが下るようになつてほしいと思つております。

○多賀谷委員 石炭の物資総輸送量中に占める比率といふものは、非常に大きなものがあるわけでありまして、国鉄総輸送量の二六%が石炭である。内航船でも六五%が石炭。さらに機帆船の三〇%が石炭を輸送するのに使われておる、こういう状態でありまして、そこで私はこの輸送並びに荷役施設の合理化について政府はどういふようにお考えであるか、局長から答弁をしていただきたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 全くごもっとも

なお話でありまして、これはわれわれも石炭の統制時代からずっと引き継いだのでありますが、港灣施設の計画を組みますような場合には、石炭関係の積み出し、あるいは受け入れ等の港灣施設を特に重点的に取り上げてもらうように、絶えず折衝をいたして参りました。それから先ほどお話が出ました川崎線、それに関連いたします石炭の問題というふうなもの、これが単に失業対策あるいは一般的な総合開発というふうな問題のほかに、特に石炭のコスト切り下げに役に立つようにという意味で、通産省としても推進をしておる次第であります。

○多賀谷委員 荷役施設の合理化には

具体的にはどういう考えであるのか、あるいは資金の確保その他もやられておるのかどうか、さらにまた低品位亜炭を山元でガス化してそれを輸送する、こういう問題はどの程度具体的に話が進んでおるのか、それをお聞かせ願いたい。さらに統制時代は御存じのように運賃諸掛りはブル平準化が行われておったのですが、こういう問題についてはどういうふうにお考えであるのか。これは産業立地の関係でいたし方がない、こういうふうにお考えであるのか。これだけをやってみてもだめだ、こういうふうにお考えであるかどうか、伺いたいと思います。

○齋藤(正)政府委員 これは石炭の主要積出港の場合には港灣関係が国の直轄あるいは補助港灣ということ、大體国の予算が中心になっております。それから石炭の積出港の施設でも、主要なものは大體国の関係のものが多いのでございますから、予算の配分に際

しまして、できるだけ石炭関係のものに重点的に充当してもらうように、運輸省その他と折衝をしておるのでございます。

○多賀谷委員 買上げの対象になり

ました炭鉱の鉱業権は、事業団を解散いたしました際にはどういうようになるのか、現在どういうおつもりでおられるのか、お聞かせを願いたいと思

○多賀谷委員 買上げの対象になり

ました炭鉱の鉱業権は、事業団を解散いたしました際にはどういうようになるのか、現在どういうおつもりでおられるのか、お聞かせを願いたいと思

○多賀谷委員 買上げの対象になり

ました炭鉱の鉱業権は、事業団を解散いたしました際にはどういうようになるのか、現在どういうおつもりでおられるのか、お聞かせを願いたいと思

○多賀谷委員 買上げの対象になり

ました炭鉱の鉱業権は、事業団を解散いたしました際にはどういうようになるのか、現在どういうおつもりでおられるのか、お聞かせを願いたいと思

○多賀谷委員 買上げの対象になり

ました炭鉱の鉱業権は、事業団を解散いたしました際にはどういうようになるのか、現在どういうおつもりでおられるのか、お聞かせを願いたいと思

○多賀谷委員 買上げの対象になり

ました炭鉱の鉱業権は、事業団を解散いたしました際にはどういうようになるのか、現在どういうおつもりでおられるのか、お聞かせを願いたいと思

○多賀谷委員 買上げの対象になり

ました炭鉱の鉱業権は、事業団を解散いたしました際にはどういうようになるのか、現在どういうおつもりでおられるのか、お聞かせを願いたいと思

○多賀谷委員 買上げの対象になり

ました炭鉱の鉱業権は、事業団を解散いたしました際にはどういうようになるのか、現在どういうおつもりでおられるのか、お聞かせを願いたいと思

○多賀谷委員 買上げの対象になり

ました炭鉱の鉱業権は、事業団を解散いたしました際にはどういうようになるのか、現在どういうおつもりでおられるのか、お聞かせを願いたいと思

○多賀谷委員 買上げの対象になり

ました炭鉱の鉱業権は、事業団を解散いたしました際にはどういうようになるのか、現在どういうおつもりでおられるのか、お聞かせを願いたいと思

○多賀谷委員 買上げの対象になり

ました炭鉱の鉱業権は、事業団を解散いたしました際にはどういうようになるのか、現在どういうおつもりでおられるのか、お聞かせを願いたいと思

い。ただ中小炭鉱の一般的な趨勢を示した資料はすでにお配りした通りになっておりますので、それによりますと、おそらく買い上げになる炭鉱は、これよりも経営状態の悪い、景気の悪いものが多いと思いますので、これよりも悪くはなると思いますが、この資

料によりますと大体相当のものは、経営者の方も労働者の方も、また関係債権者の方もある程度満足は得られるのではないかというふうに考えられるわ

けであります。

○八木(昇)委員　それではこの中で、たとえば未払い賃金とか一カ月分の予告手当、こういうようなものに見含める額はどのくらいですか。

○齋藤(正)政府委員　事業印が支払います。離職料と申しますか、法律の規定で支払います分は、これは経営者の経営状態に全然関係なしに支払われるわけでございます。従ってこれは大体平

均賃金の三十日分でありますから、まあ二万円くらいになるわけでありま
す。未払い賃金につきましては、これ
は前に申しましたように買い上げ炭鉱
の分の未払い賃金というものがとって

ありませんので、何とも申し上げようがないのですが、従来買い上げ炭鉱という問題を離れまして、未払い賃金がある炭鉱について、未払い賃金の平均がどのくらいになるかという

ことを調べたものがございしますが、それによりますと、大体一カ月分くらいに
なつておるようでございます。従つてその
程度のものが、これは代位弁済いたしますので、
大体支払いが確実に

払われると思いますが、その程度のも
のは渡ると思います。それから退職金
につきましては、これは全くまちなち

でございます。その炭鉱の協約によつてきまつておるものもあり、あるいは全然まだ協約がきまつておらず、離職に際してあらためて協定するものもあるのではないかと思います。これはどのくらいになるかということとはちよつと見当がつかぬ次第でございます。

○八木(昇)委員 これは実際に労働者は、特につづけるような炭鉱の労働者は非常に困つておる。そういう状態を一年も二年も続けた上につづける。しかも中小炭鉱の場合には御承知の通り相当年令の高い労働者が多いわけなんです。しかもそれの方々が住宅も追われる。実際に電力会社が電気をとめますから、住宅はみならうそくなんかを付けておる。ところがろうそくをつける金もないので、つぶれた山の炭坑の夜はまっ暗です。こういうふうな状態です。これは何らかの措置をして、そうして一月分などということではなくて、これは事業団を作つて金を出すのでありますから、何らかの、もつと労働者に金が渡るような措置が講ぜられないものか。八十億のうちわれわれの計算では五億くらいしか労働者の手には渡らぬと思う。なぜそういうことに原案がなつておるのか、事情をもう少し御説明願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 これは今申しましたように、退職金は各炭鉱の実情によりまして非常にまちまちでございます。その点は全然別いたしました。事業団から支払います。退職金が大体三十日分、二万円程度になるのじゃないか、そういうことです。二万七千人でございますから、今お話がございまして五億くらいになるといふこと

とでございますが、それはいわゆる離職料だけでございまして、そのほかに代位弁済する未払い賃金も入る。それからもし整理の際に退職金も、関係者の間で話し合ひがきまつれば、別にそれは入るわけでありまして、八十億のうちで事業団から直接に労働者に支払う分が五億円でありますが、そのほか未払い賃金の代位弁済の分なりあるいはその他の部分から退職金は別に出るわけでありまして。

○八木(昇)委員 それは一月分だけでなく、二月分、三月分にしたつて、一向工合が悪くないじゃないですか。何か工合が悪いわけですか。

○齋藤(正)政府委員 これは今申しましたように、退職金も未払い賃金も別に支払われておるわけでありまして、政府がこの事業をやるに際しまして、労働者が職場を離れるに際してのいわゆる感謝料というような性質のものでございまして。普通の離職の場合と全然別に、政府の特別な施策によつて払われるのだからという意味で支払うものでございまして、大体普通に一月分程度が適当だといふふうに考へておるわけでありまして。

○八木(昇)委員 そういうような実情から考へまして、失業して非常にせちがら世の中にはうり出されていく労働者に対しては、血も涙もない措置であるといふふうに実は考へざるを得ないわけでありまして。

そこで、それはそれといたしまして、次の問題を御質問申し上げたいと思ふのであります。

将来の石炭需要の見通しということについても、極度にこれを内輪に見積つて、この際やつていけないような

炭鉱はつぶしてしまわなければいけないといふような結論を無理につけて、これを救済し、拡大生産の方へ持つていくという方向をとらないで、この際弱小炭鉱をつぶして大きな資本にこれを集中して、しかも大資本にこれのみ政府資金を三百二十億も出して、縦坑開採その他をやつていく、こういうふうなあり方に問題を持つていつておる。ように私どもには見えてはならないわけなんです。将来の石炭消費の見通しといふものが非常に内輪に見積られておるのではないかという疑ひは、電力の食うのであらう石炭消費について、も明らかに出でると私は思ふ。そこでそういう点から若干伺ひをいたしたい。今度の五カ年間の電力の消費する石炭の消費見通しについて――

日本は公益事業局長がおられませんか、で、両者の意見を聞くことができませんが、今後五カ年間の電力需要の増加の見込みを大体何％くらいに見込んでおられるか、お伺ひしたい。

○齋藤(正)政府委員 この電力用の石炭の需要の数字でございまして、この算定につきましては、公益事業局の方の計画に合せて、火力の発電量の計算の数字をとつておるわけでございます。ただわれわれの計画は、これは三

十年度についてもさうでございまして、それが実は消費量におきましては二百萬トンもの差が生じまして、二十九年度の炭炭混入の非常に大きな原因の一つになつたという事実がございまして、たので、われわれは確実な需要の見積りをする方が計画としては混乱を起すおそれがないんじゃないかと考へまし

て、出水率は若干の豊水、大体われわれの考へでは四％ぐらいの豊水であるものと見込みまして、石炭の消費量を計算したわけでございます。この辺は要するに、お説のような御意見ももちろん成り立つと思ひますが、従来需要の過大見積りといふことで非常に炭界の混乱を起しましたので、あまり実情と遠くないという限りにおいて、どちらかといへば控え目に見積る。実際昭和二十九年でも八％ぐらいの豊水になつておりますが、三十年度は四％程度の豊水といふふうに、いわば従来の実績との中間ぐらいのところをとりまして計画したわけでありまして。

○八木(昇)委員 今の電力の問題ですが、電力関係のどの専門家に聞いても、ただいま石炭局長の言われたような平水年プラス四ないし五％というふうなことはおかしいと言ひます。それで御承知の通り電力の場合、平水年度の最近十三年の実績をとつてい

るわけなんです。その十三年のうち、出水の一番多かった年度と一番少なかった年度の二つはのけてあるわけなんです。うして残りの十一年の平均をとつてい

るわけなんです。しかも最近数カ年間の豊水時期も含めての平均をとつてい

るわけなんです。電力関係の専門家に聞くと、全部、そんなことは絶対にあり

とも関係があるわけですが、日本の包蔵水力というのは、御承知の通りに最大限二千万キロワットと言われておる。これを漏れなく百パーセント開発したところで、今日の人口一人当りの電力消費量にこの二千万キロを直しますと、今日、ただいまのフランスの人口一人当りの電力消費量とイコールにしかならない。包蔵水力全部開発したところで、今日ただいまのアメリ

カ人の人口一人当りの電力消費量の二分の一にしか当らない。ですからこういうことを考へる場合に、将来の火力建設の重要性といふものは加速度的に高まつてくるわけ、これによるところの石炭消費といふような問題についてい

か。それからもう一つは、コモーション・ベースとか、外国の石炭の価格とつり合はせなければならぬというふうなことを言つたところで、日本においてはそれはできつこない相談である。それは米やその他を外国のものに比べても同じことである。だからこそ、採算からいけば合わないのだけれども、政府は百億からの金をかけて石油の特殊会社を作ろうとしておるわけですが、こ

うい国内産業の発展を期すことのために、小手先のやり方ではなく、もつと積極的に考へがあるかどうか、この二点をお伺ひしておきます。

○石橋国務大臣 お説のように、将来の経済をどれほど発展させるかという問題にかかるといふわけですが、日本のエネルギー消費が現状のままにあるとは思ひません。またあつてはいけないので、これは経済六カ年計画の数字よりももつと大きいところへ持つていきたいといふのがわれわれの希望なん

であります。でありますから、その意味においては、電力二千万キロの開発ということも、経済的に見たらこれは困難であります。従つて、ほかのエネルギーに頼らなければならぬ。石炭もある程度はできませんが、石炭もやはり限度があるではないか。そういたしますとやはり石油とか、そのうち原子力というものも出てくると思うのであります。ですから、石炭の需要量も今日考えるよりもつとふえるだろうということが私どもの想像であるし希望であります。しかしそうかといつて、先ほどお話のように、今の電力の豊水の問題を、石炭の需要が多いということから樂觀的に見て計算することは、当面の需給の問題として、過去一、二年の経験によりますれば、いぶん痛い目にもあつておりますから、そういう点で幾らか警戒的な計算をしているわけでありまして、大局的としてはお話の通りに考えているわけでありまして。

それから、日本の資源を開発しなければならぬ、これはもう言うまでもございせん。ですから、資源開発には十分の努力をいたしたいという考えでございます。

○田中委員長 残余の質疑は次会に継続することいたします。次会は明二十二日午前十時より開会することとします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時六分散会

昭和三十年七月二十七日印刷

昭和三十年七月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局